

令和 7 年 6 月 17 日

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する 実行計画の進捗状況等

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）（以下「輸出促進法」という。）第 14 条第 1 項に基づき、農林水産物・食品輸出本部は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画（以下「実行計画」という。）を作成することとされている。今般、同条第 3 項及び第 5 項に定める実行計画の変更・公表を行うとともに、同条第 6 項に定める進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表する。

1. 進捗及び実施の状況並びに評価の結果

- (1) これまで実行計画では、479 項目（※）を作成し、336 項目が対応済みとなった。（※輸出促進法施行前の工程表を含む。）
- (2) このうち、令和 7 年 2 月以降に、10 項目が新たに対応済みとなった。（別紙 1 参照）

2. 実行計画の変更

輸出先国・地域との協議、輸出施設の認定、事業者・産地の支援など新たに 12 項目を追加した。また、輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化するため、輸出促進施策と併せて、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果の発揮を図るべく、実行計画に、食品産業の海外展開の推進に関する対応について新たに 3 項目、インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応について新たに 5 項目を追加した。（別紙 2 参照）

さらに、海外におけるコールドチェーンの確保に向けた取組をⅢ（事業者・産地への支援に関する対応）からⅣ（食品産業の海外展開の推進に関する対応）に、インバウンドによる食関連消費の拡大（SAVOR JAPAN 認定地域、農泊地域でのインバウンド向け食関連消費拡大を図る方策）をⅢからⅤ（インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応）に位置付けた。

そして、輸出促進法第 14 条第 4 項に基づき、認定農林水産物・食品輸出促進団体（別紙 3 参照）に対して、実行計画案の意見聴取を行った。

これらを踏まえ、実行計画を変更・公表する。（別紙 4 参照）

○変更後の実行計画

【概要】

- | | | | |
|-----|-------------------------|-----|-------|
| I | 輸出先国・地域との協議への対応 | ・・・ | 84 項目 |
| II | 輸出を円滑化するための対応 | ・・・ | 32 項目 |
| | 2 その他 | ・・・ | 11 項目 |
| III | 事業者・産地への支援に関する対応 | ・・・ | 29 項目 |
| IV | 食品産業の海外展開の推進に関する対応 | ・・・ | 4 項目 |
| V | インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応 | ・・・ | 7 項目 |

合計 167 項目

(対応済み項目数

合計 336 項目)

新たに対応済みとなった項目 (令和7年2月以降)

I 輸出先国・地域との協議への対応

対象国・地域	措置した事項	項目数
タイ	食品用プラスチック容器包装の品質及び規格の改正に係る取組(2025年3月)	1
台湾	牛肉の月齢制限(30ヶ月齢以上)撤廃(2025年5月)	1
EU	有機酒類の同等性承認	1
計		3

II 輸出を円滑化するための対応(施設認定、その他)

対象国・地域	措置した事項	項目数
米国	水産加工食品施設の認定(湧別漁業協同組合(北海道)、(株)永野商店(山口県)、(有)丸哲(宮崎県)、山実水産(有)(鹿児島県))	4
EU	牛肉処理施設の認定((株)大分県畜産公社(大分県))、混合食品に使用される輸入養蜂製品の加工施設の認定	2
米国、EU、香港	牛肉処理施設の認定(IHミートパッカー(株)(青森県))	1
計		7

III 事業者・産地への支援に関する対応

対象国・地域	措置した事項	項目数
計		0

IV 食品産業の海外展開の推進に関する対応

対象国・地域	措置した事項	項目数
計		0

V インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応

対象国・地域	措置した事項	項目数
計		0

対応済みとなった項目の合計：10

追加する項目 (令和7年6月17日時点)

I 輸出先国・地域との協議への対応

対象国・地域	対象となる事項	項目数
米国	ぶどうの輸出解禁	1
EU	混合食品に使用される米国由来の輸入動物性加工済原料の衛生証明書発給	1
フィリピン	かんしょの輸出解禁	1
タイ	メロンの輸出解禁における検疫条件の緩和、牛肉加工品及び牛肉エキスを含む製品の輸出解禁	2
ウズベキスタン	キウイフルーツの苗木の輸出解禁	1
インド	牛乳・乳製品の衛生証明書様式	1
計		7

II 輸出を円滑化するための対応（施設認定、その他）

対象国・地域	対象となる事項	項目数
米国	水産食品加工施設の認定品目の追加（マルスイ小樽マリン（株）（北海道）、広瀬水産（株）（北海道）、（有）横田水産（北海道）、石原水産（株）（静岡県））	4
米国、EU	水産食品加工施設の認定品目の追加（丸啓鯉節（株）（静岡県））	1
計		5

III 事業者・産地への支援に関する対応

対象国・地域	対象となる事項	項目数
各国・地域共通	コンテンツを活用した海外需要創出	1
各国・地域共通	G I を活用した輸出拡大・ブランド化への発展	1
計		2

IV 食品産業の海外展開の推進に関する対応

対象国・地域	措置した事項	項目数
米国、EU、シンガポール、タイ、ベトナム、香港、中国、台湾、マレーシア、UAE	農林水産物・輸出支援プラットフォームの役割拡大による現地専門家の配置や日系食品企業のネットワーク化等の推進	1
各国・地域共通	グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会を通じた食品関連事業者の海外ビジネス展開の促進	1
英国	食品衛生規則による常温保存期間の延長に向けた取組	1
	計	3

V インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応

対象国・地域	措置した事項	項目数
各国・地域共通	農林水産省、観光庁、国税庁、内閣官房（地方創生）等の相互連携の下で訪日外国人の旅マエ、旅ナカ、旅アトに効果的にアプローチすることによる輸出拡大とインバウンド消費の好循環を形成	1
各国・地域共通	国際空港を活用した日本産食品の旅ナカ、旅アト消費拡大、食を通じた地方誘客のための旅マエ情報発信	1
各国・地域共通	G I を活用した海外への普及・ブランド化への発展	1
各国・地域共通	訪日外国人を含めた日本産酒類の新たなファン開拓に向けた取組	1
米国・豪州 等	コンテンツを活用した食関連消費拡大	1
豪州	インバウンド向け日本産食材の魅力発信コンテンツの作成・発信	1
	計	6

追加する項目の合計：23

意見聴取した認定農林水産物・食品輸出促進団体

一般社団法人 全日本菓子輸出促進協議会

一般社団法人 日本木材輸出振興協会

一般社団法人 日本真珠振興会

日本酒造組合中央会

一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会

一般社団法人 全国花き輸出拡大協議会

一般社団法人 日本青果物輸出促進協議会

公益社団法人 日本茶業中央会

一般社団法人 全日本錦鯉振興会

全国醤油工業協同組合連合会

全国味噌工業協同組合連合会

一般社団法人 日本ほたて貝輸出振興協会

一般社団法人 日本養殖魚類輸出推進協会

一般社団法人 日本畜産物輸出促進協会

全日本カレー工業協同組合

農林水産物及び食品の 輸出の促進に関する実行計画

令和7年6月17日

農林水産物・食品輸出本部

目次

I	輸出先国・地域との協議への対応	3頁	84項目	} 167項目
II	輸出を円滑化するための対応			
1	施設認定	21頁	32項目	
2	その他	25頁	11項目	
III	事業者・産地への支援に関する対応	28頁	29項目	
IV	食品産業の海外展開に関する対応	36頁	4項目	
IV	インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応	38頁	7項目	
(参考)	今回新たに対応済みとなった項目	41頁	10項目	} 336項目
	前回までに対応済みとなった項目		326項目	

I 輸出先国・地域との協議への対応

2025年6月

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
1	インド	スギの輸出解禁	インド側で輸出解禁に係る国内手続きを実施中。	農水省は、インドに対してハイレベル対話など様々な機会働きかけを行い、早期の輸出解禁を促す。						11.5億円	農林水産大臣
2	インド	なしの輸出解禁	日本から提出した情報を基にインド側で病害虫リスク評価を実施中。 (茨城県が協議を要望)	農水省は、 ・インドに対して進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・インド側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.06億円	農林水産大臣
3	インド	生わさびの輸出解禁	日本から提出した情報を基にインド側で病害虫リスク評価を実施中。 (在インド日本大使館が協議を要望)	農水省は、 ・インドに対して進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・インド側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.1億円	農林水産大臣
4	インド	牛乳・乳製品の衛生証明書様式協議	<ul style="list-style-type: none"> ・インド食品安全基準規則に基づき、輸入される牛乳・乳製品への添付が必要な管轄当局発行の統合衛生証明書様式が2022年8月に公布、移行期間を経て2024年11月に完全施行。 ・日本からの牛乳・乳製品の輸出に当たっては二国間で衛生証明書様式の合意が必要。 ・今後、インドに対して衛生証明書様式案を提示する予定。 	【対応方針】 農水省及び厚労省は、インドに対し衛生証明書様式案を提示予定。その後は、必要な手続きを進め、速やかな輸出開始を目指す。						1億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
5	インドネシア	かんきつの輸出解禁	日本から提出した情報を基にインドネシア側で病害虫リスク評価を実施中。	農水省は、 ・インドネシアに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・インドネシア側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.02億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
6	インドネシア	生産国認定品目の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・現在「りんご」のみ生産国認定（2027年5月まで有効）。 ・2021年6月、認定品目拡大に向けインドネシア側へ「もも」「ぶどう」の新規認定を申請したが「りんごの生産国認定の更新6ヶ月前に申請するように」との回答。 ・2022年6月、農林水産審議官からインドネシア農業省に対し要請。同年12月、申請手続きの弾力的運用を求める書簡を发出。 ・2024年5月及び7月にインドネシア大統領特使補佐官に対し、同年8月に駐日インドネシア大使に対して、申請の早期受理を要請。同月、在インドネシア大に要請に関する調査訓令を发出。同年11月に在尼大から「インドネシア側は、今回新たに申請書を提出するなら受理する。」との報告。 ・2025年2月、インドネシア検疫庁に申請書類を提出し先方受理 	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、在外公館と連携しつつ、もも・ぶどうの生産国認定に関する手続きが進捗するよう、インドネシア側からの追加の資料要求等に対応。 						もも0.14億円 ぶどう0.08億円	農林水産大臣
7	インドネシア	牛乳・乳製品に係る技術プロトコルの二国間協議実施	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年インドネシア農業大臣令第15号に基づき、畜産物、動物性食品、食品以外の動物性生産品、ペットフード、動物由来飼料原料は、インドネシアと原産国が二国間合意を経て、技術プロトコルの作成が必要。 ・まずは、輸出事業者から具体的な要望があった牛乳・乳製品について協議を実施。その他の品目は、具体的な輸出の要望が確認された場合、関係課と対応。 ・2023年10月、日本から牛乳乳製品の生産国認定に係る質問票への回答書を提出。 ・2024年6月、インドネシア側から、書類審査が完了し、現地審査へ移行する旨の通知。 ・同年11月、牛乳乳製品の施設認定に係る質問票への回答書を提出。 ・2025年4月、インドネシア側から、追加質問が接到。 	<p>農水省は、在外公館等と連携しつつ、インドネシアによる現地調査等に対応。</p>						0.5億円(2021年牛乳乳製品輸出実績)	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
8	インドネシア	残留農薬等検査機関の登録更新及び新規登録	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア向けには、17品目の植物由来生鮮食品の輸出が可能。 ・このうち生産国認定済みのりんごを除く16品目を輸出するには、日本国内検査機関によるロット毎の残留農薬等の検査結果を提出する必要。 ・残留農薬等の検査を行うことができる検査機関の登録有効期限が2025年6月30日で失効するため、2016年インドネシア農業大臣令第55号に基づき、2024年12月末までに検査機関の登録更新申請及び新規登録申請を行う必要（12月27日にインドネシア側へ提出済）。 2025年5月26日付け書簡により、尼検疫庁から資料の追加要求が接到。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>農水省は、在外公館と連携し、関係規則が2025年7月1日付で施行されるようインドネシア側からの追加の資料要求等に対応。</p> </div>						米 0.2億円、 梨 0.2億円、 桃 0.1億円 （2023年輸出実績） ※2023年に輸出実績有の品目は、対象16品目のうち上記3品目のみ。	農林水産大臣
9	韓国	原発事故に伴い、 ・福島県等8県からの全ての水産物について、全面的に輸入停止 ・8都道県の水産物並びに13都県の水産物及び輸入停止対象品目以外の食品の放射性物質検査証明書並びに全ての食品に産地証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し韓国にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを実施。 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・復興庁は、原発事故からの復興状況の発信を引き続き行いつつ、機会を捉えて働きかけを実施。 ・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらゆる機会において、働きかけを行うとともに、国際会議等において、丁寧な情報発信を実施。						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
10	韓国	牛肉の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> ・2001年9月、BSE発生に伴い、韓国は日本からの牛肉の輸入を停止。 ・2013年8月、韓国から輸入リスク分析を開始する旨通知。 ・2016年7月、韓国から家畜衛生に関する質問票を受け。 ・2020年3月、日本から回答書を提出。 ・2024年4月、韓国から追加質問を受け。 ・2024年8月、日本から追加質問への回答書を提出。 	【対応方針】 ・農水省及び厚労省は、韓国による書類審査終了後、現地受け入れ、輸出条件の設定、衛生証明書に合意し、輸出要綱を公表予定。 ・農水省及び厚労省は、在外公館等と連携しつつ、働きかけを実施。						41.3億円 （2018年香港向け牛肉輸出実績） （韓国の名目GDPは香港の約4倍）	農林水産大臣 厚生労働大臣
11	韓国	牛乳・発酵乳等の許容品目への追加	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国へ輸出可能な牛乳・乳製品の品目の追加には、輸入衛生評価が必要。 ・2025年4月、韓国へ現行輸出できない飲用牛乳、発酵乳等について協議を要請。 ・今後、質問票が提示されれば回答を行う予定。 	【対応方針】 農水省は、韓国から質問票が提示されれば、関係省庁と連携して質問票への回答を作成し、提出予定。その後は、必要な手続きを進め、速やかな輸出解禁を目指す。						1億円（香港向けヨーグルトの2024年輸出実績1.27億円と同程度）	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
12	シンガポール	鶏卵及び鶏卵製品の施設認定権限の委譲	・認定権限委譲のためには、十分な輸出実績を積み上げた上で、現地査察を受ける必要がある。 ・輸出が順調に伸びているところ、現地査察に向けた事前質問票への回答を2024年8月に提出。 ・現地査察は実施されず、2025年5月、認定権限を委譲する旨の書簡を接受。	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は、要綱を改正・公表。						鶏卵 0.02億円	厚生労働大臣 農林水産大臣
13	タイ	玄米の輸出解禁	日本から提出した検疫措置案を踏まえてタイ側で検討中。 (（一社）全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会が協議を要望。)	農水省は、 ・タイに対して検討状況の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・タイ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						1.8億円（720トン）	農林水産大臣
14	タイ	すだちの輸出解禁	日本から提出した情報を基にタイ側で病害虫リスク評価を検討中。 (徳島県が協議を要望)	農水省は、 ・タイに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・タイ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.04億円	農林水産大臣
15	タイ	かんきつの輸出における検疫条件の緩和 (生産園地での害虫調査の条件緩和、輸出可能時期の拡大)	日本から提出した情報を基に検疫条件の変更について協議中。 ・生産園地での害虫調査の条件緩和 (三重県、愛媛県が協議を要望) ・輸出可能時期の拡大 (三重県が協議を要望)	農水省は、 ・タイに対して検討状況の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・タイ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.05億円程度	農林水産大臣
16	タイ	青果物残留農薬検査のルールの改正	・2024年9月にタイ保健省食品医薬品局（FDA）が実施したパブコメに対し、意見提出を実施。 ・タイ側改正措置案の定義等を明確化するため、タイに対して質問状を介して内容の確認を実施。	農水省は、 ・輸出支援プラットフォームと連携しつつ、情報収集を実施。 ・2025年施行予定であるタイ側の改正措置の施行前に、輸出支援プラットフォーム等と連携し、改正措置に関して収集した情報の事業者周知を実施。						青果物等の輸出実績 (2024年) 31億円	農林水産大臣
17	タイ	メロンの輸出における検疫条件の緩和 (査察制への移行)	タイ側検査官との合同輸出検査から年1回の査察制への移行を要請中。 (茨城県、静岡県、鹿児島県が協議を要望)	農水省は、 ・タイに対して検討状況の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・タイ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.24億円	農林水産大臣
18	タイ	牛肉加工品及び牛肉エキスを含む製品の輸出解禁	2024年8月に保健省告示第377号「BSEリスクを伴う食品の輸入規制および条件」を廃止し、新告示案である「牛海綿状脳症（BSE）リスクを伴う食品輸入原則および条件の規定」がパブリックコメントされ、コメント及び質問を送り、2025年2月に返答が接到。4月に手続き上の追加質問を送付。5月に返答が接到。	【対応方針】 ・輸出解禁後は他省庁や在外公館と連携して事業者へ情報提供を行うと共に、輸出時のトラブルが発生しないよう適宜フォローを行う。□						1.6億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降			
19	中国	原発事故に伴い、 ・10都県の全ての食品（新潟県産米を除く）の輸入停止 ・その他道府県の放射性物質検査証明書を要求等	<p>農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し中国にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。</p> <p><水産物等の追加的モニタリング></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024年9月20日、「日中間の共有された認識」を発表し、中国側は、IAEAの枠組みの下での長期的かつ国際的なモニタリングに有効に参加し、参加国による独立したサンプリング等のモニタリング活動を実施後、科学的証拠に基づき、当該措置の調整に着手し、基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。 ・2025年6月6日現在、IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングの一環として、2024年10月、2025年2月及び同年4月、IAEA関係者及び中国を含む参加国の分析機関の専門家による資料の採取が実施された。 ・2025年1月及び同年4月には、それぞれ2024年10月に採水した海水及び2025年2月に採取した海水及び海洋生物のサンプルについて、中国の分析機関による分析が完了し、その結果が正常であったと公表された。 ・2025年5月28日に北京で開催された4回目の技術協議において、日中双方は、ALPS処理水の放出に伴い停止された水産物の中国向け輸出再開のために必要な技術的要件について合意。これを弾みとして、2011年3月の原発事故以来続く10都県からの輸入規制についても、撤廃を求めていくこととされる。 ・同年6月、2024年10月に採水した海水について、IAEAが分析結果に関する報告書を公表し、参加する各分析機関から提出された結果は、ALPS処理水の海洋放出が人や環境に対して与える影響は無視できるほどであるとする2023年7月のIAEA包括報告書の結論と整合していることがされた 	<p>【対応方針】</p> <p>各省庁において、残された規制の撤廃に向け、引き続き以下の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを実施。 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・復興庁は、原発事故からの復興状況の発信を引き続き行いつつ、機会を捉えて働きかけを実施 ・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらゆる機会において、働きかけを行うとともに、国際会議等において、丁寧な情報発信を実施。 							486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降			
20	中国	ALPS処理水放出に伴う日本産水産物の輸入停止	<p>2025年5月28日に北京で開催された4回目の技術協議において、日中双方は、ALPS処理水の放出に伴い停止された水産物の中国向け輸出再開のために必要な技術的要件について合意。</p> <p><経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省、経産省を中心に、ALPS処理水の海洋放出について改めて安全性を説明。 ・外務省、農水省、経産省等の関係省庁が連携し、中国等一部の国・地域による輸入規制措置は科学的根拠に基づかないものであるとして早期撤廃を働きかけ。 ・2024年11月、ベルーにおける日中首脳会談において、石破総理と習近平国家主席は、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する発表を両国できちんと実施していくことを確認し、石破総理から中国による日本産水産物の輸入回復を早期に実現するよう求めた。 ・同年12月、中国における日中外相会談において、岩屋外務大臣と王毅外交部長は、日中両首脳で確認したとおり、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する9月の発表を両国できちんと実施していくことで一致し、岩屋大臣から、日本産水産物の輸入規制の撤廃を早期に実現するよう求めた。 ・2025年1月、江藤農林水産大臣によるハイレベルでの会談において、日中首脳会談、外相会談の成果を実施に移すため、双方が努力を継続することで一致。 ・2025年3月、岩屋外務大臣と王毅外交部長による日中ハイレベル経済対話で、「日中間の共有された認識」が着実に履行されていることを両国とも評価。引き続き輸入再開に向けて、協議を推進することで一致。 							<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ALPS処理水の海洋放出前に登録がなされていた施設に対しては、関係当局から再登録の手続きについて個別に案内を送付。 ・あわせて、説明会やホームページ等を活用しながら、ストロンチウム・トリチウムの検査も含めて周知・案内していく。 ・農水省・厚労省は、再登録手続や放射性物質検査の体制を整備するなど、迅速かつ円滑な輸出の再開に向けて、官民一体となって取り組んでいく。 	836億円（※）の内数（※2022年中国向け水産物（食用）輸出額）	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
21	中国	牛肉の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国間で日中動物衛生検疫協定に署名。 ・2019年12月、中国側によるBSE、口蹄疫に関する解禁令の公告。 ・2024年11月、日中首脳会談において、石破総理から、日本産牛肉の輸入再開、精米の輸入拡大に係る当局間協議の早期再開を求め、両首脳は、意思疎通を継続していくことを確認。 ・2024年12月、日中外相会談において、両外相は、日本産牛肉の輸出再開、精米の輸出拡大に係る当局間協議の早期再開を確認。 ・2025年1月、江藤農林水産大臣によるハイレベルでの会談において、日中首脳会談、外相会談の成果を実施に移すため、双方が努力を継続することで一致するとともに、日中動物衛生検疫協定についても、早期発効に向けて意思疎通を継続することで一致。 	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省は、関係省庁とも緊密に連携し、首相・外相をはじめあらゆるレベルで働きかけを実施。 ・農水省は、外務省等と連携しつつ、あらゆる機会において、農相をはじめ可能な限りハイレベルで、中国向けの輸出解禁に向けて協議の実施を働きかける。 ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施。 <p><参考></p> <p>日本産牛肉の輸出再開に当たり今後必要なステップ： 1日中動物衛生検疫協定の発効 2中国側による我が国の食品安全システムの評価 3牛肉に係る輸出条件の設定 4輸出施設の認定・登録</p>						41.3億円 (2018年香港向け牛肉輸出実績、中国の名目GDPは香港の約35倍)	外務大臣 農林水産大臣 厚生労働大臣
22	中国	鶏肉の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年1月、日本で高病原性鳥インフルエンザが発生。中国は輸入を禁止。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国間で日中動物衛生検疫協定に署名。 ・2024年6月、高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。 	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、高病原性鳥インフルエンザに対する中国側の輸入禁止令解除のため、中国側と協議。 ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施。 						11.4億円 (2018年香港向け鶏肉輸出額)	農林水産大臣 厚生労働大臣
23	中国	鶏卵の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年1月、日本で高病原性鳥インフルエンザが発生。中国は輸入を禁止。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国間で日中動物衛生検疫協定に署名。 ・2024年6月、高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。 	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、高病原性鳥インフルエンザに対する中国側の輸入禁止令解除のため、中国側と協議。 ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施。 						15.2億円 (2018年香港向け鶏卵輸出額)	農林水産大臣 厚生労働大臣
24	中国	乳・乳製品の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出には、放射性物質検査証明書の検査項目の合意が必要。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国間で日中動物衛生検疫協定に署名。 	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省等は、原発事故に伴う食品輸入規制の撤廃に向けて働きかけ。 ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施。 						25.5億円 (2018年香港向け牛乳乳製品輸出額)	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
25	中国	精米工場及びくん蒸倉庫の追加指定	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年5月に輸出解禁。精米工場1か所、くん蒸倉庫2か所が指定。2018年5月に精米工場2か所及びくん蒸倉庫5か所が追加指定。（その後、くん蒸倉庫2か所は老朽化のため取り壊し。現在、精米工場3か所及びくん蒸倉庫5か所が指定。） ・2024年11月、日中首脳会談において、石破総理から、日本産牛肉の輸出再開、精米の輸出拡大に係る当局間協議の早期再開を求め、両首脳は、意思疎通を継続していくことを確認。 ・2024年12月、日中外相会談において、両外相は、日本産牛肉の輸出再開、精米の輸出拡大に係る当局間協議の早期再開を確認。 ・2025年1月、江藤農林水産大臣によるハイレベルでの会談において、日中首脳会談、外相会談の成果を実施に移すため、双方が努力を継続することで一致。 ・2025年3月、岩屋外務大臣と王毅外交部長による日中ハイレベル経済対話において、日本産牛肉の輸入再開・精米の輸入拡大を改めて求めた。 	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省は、関係省庁とも緊密に連携し、首相・外相をはじめあらゆるレベルで働きかけを実施。 ・農水省は、外務省等と連携しつつ、あらゆる機会において、農相をはじめ可能な限りハイレベルで、更なる追加指定に向け、検疫条件の一部変更について中国側に協議の実施を働きかける。 						20億円(5,000トン)	外務大臣 農林水産大臣
26	中国	ぶどうの輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> ・中国側で輸出解禁条件について検討中。（山梨県及び岡山県が協議を要望） 	<p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国に対して検討状況等の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・中国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。 						0.16億円	農林水産大臣
27	中国	新規魚種登録等	<ul style="list-style-type: none"> ・中国に水産物を輸出する場合、事前の魚種登録が必要。 ・2021年9月に質問票へ回答済、先方からの返答待ち。 	<p>農水省は、中国側に検討状況を確認しつつ、継続協議。</p>						8億円（新規登録希望魚種の輸出見込み数量と2020年中国向け輸出単価から推計）	農林水産大臣
28	中国	ペットフードの輸出解禁	中国側の専門家による現地調査の実施を調整中。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、中国側に対して現地調査の早期実施を促す。 						2億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
29	中国 台湾	フグの輸出解禁（フグの輸出はほとんどの国・地域で認められていない）	<ul style="list-style-type: none"> ・民間フグ団体から、中国、香港、台湾への輸出の要望を受け、厚労省、農水省及び外務省が、輸入解禁を働きかけている。 ・現状は以下のとおり。 【台湾】2023年11月に台湾側の書類審査が完了し、2024年9月に現地査察を実施。 【中国】新規魚種登録を検討中。 <p>（※なお、香港は、香港側からフグの安全な消費の観点からフグを輸入する準備ができていないとの回答があったため、上記2カ国・地域への働きかけを優先。）</p>	<p>台湾については、現地査察の結果を踏まえ、台湾側で審査後、追加情報の提出要請等があれば速やかに対応。</p> <p>中国については、先方の対応状況を確認し、必要な情報を提供。</p>						0.2億円（シンガポールへの平均的なフグの輸出量（筋肉のみ）を基に推計）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣
30	台湾	<p>原発事故に伴い、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島等5県産の全ての食品（酒類を除く）に放射性物質検査報告書を要求 ・全ての日本産食品（酒類を除く）に産地証明書の添付を要求 等 	<p>農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し台湾にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。</p>	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを実施。 ・外務省は、日本台湾交流協会等を通じた台湾当局・政界・世論への働きかけを実施。 ・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらゆる機会において、働きかけを行うとともに、国際会議等において、丁寧な情報発信を実施。 						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 復興大臣 経済産業大臣
31	台湾	新たな規制に対応する水産物の衛生証明書の発行体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年7月、台湾が、2024年1月1日以降、台湾に輸入されるすべての動物性水産物に施設認定及び衛生証明書を求める旨をSPS通報（現行は貝類に衛生証明書が求められているのみ）。併せて、新規制に円滑に移行するため、台湾に水産食品の輸出実績がある施設のリストの提供を要請。 ・2022年末より、台湾向け水産食品の輸出実績がある施設リスト等を、台湾側からの求めに応じ順次提出。 ・2023年4、10、11月、事業者向け説明会を開催。 ・2023年11月、新規制に係る要綱案を作成し農水省HPIに掲載。 ・2023年12月、台湾が新規制の施行を延期する旨をSPS通報（施行日は未定）。 ・2024年8月～9月、台湾側が、わが国の水産物の安全管理体制を評価するためのシステム査察の一環として現地査察を実施。 ・現地査察の結果を踏まえて台湾側で評価中。 	<p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規制施行日を踏まえて要綱を制定。 ・台湾向け水産食品の輸出実績がある施設リスト等の更新版を台湾側に順次提出。 <p>新規制施行後の施設認定が可能となるよう、台湾側によるシステム査察に係る対応を行うとともに、システム査察の早期完了に向け台湾側に働きかける。</p>						-	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
32	台湾	高病原性鳥インフルエンザに関する地域主義の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年12月、台湾が高病原性鳥インフルエンザの地域主義適用に関する規則（質問票を含む）を施行。 ・2022年7月、質問票への回答を提出。 ・2022年11月に追加質問あり、同年12月に回答提出。 ・2023年3月に台湾が、2024年6月までの時限的措置として「輸出前28日間に高病原性鳥インフルエンザの発生がない農場からの鶏卵及び液卵の輸入を受け入れる」旨公表。 ・2023年11月に追加質問があり、同年12月に回答提出。 ・2024年4月に専門家による技術的な評価が終了したとのこと。 ・手続きを進めるよう台湾側に働きかけ。 	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、速やかに地域主義が適用されるよう協議を実施。 						-	農林水産大臣
33	台湾	トマトの輸出解禁	日本から提出した情報を基に台湾側で病害虫リスク評価を実施中。 (熊本県が協議を要望)	<p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台湾に対してリスク評価の進捗を定期的を確認し、早期の回答を促す。 ・台湾側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。 						0.01億円	農林水産大臣
34	フィリピン	鶏卵の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年6月、フィリピンに対し輸出解禁要請を実施。 ・2024年6月、質問票を入手。 	<p>農水省及び厚労省は、2025年7月までに質問票に対する回答を作成し、フィリピンに提出。</p>		<p>農水省及び厚労省は、フィリピン側から追加の質問等あれば速やかに対応。</p>				1.4億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
35	フィリピン	ぶどうの輸出解禁	日本から提出した情報を基にフィリピン側で病害虫リスク評価を実施中。 (山梨県が協議を要望)	<p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィリピンに対してリスク評価の進捗を定期的を確認し、早期の回答を促す。 ・フィリピン側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。 						0.01億円	農林水産大臣
36	フィリピン	ももの輸出解禁	日本から提出した情報を基にフィリピン側で病害虫リスク評価を実施中。 (山梨県が協議を要望)	<p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィリピンに対してリスク評価の進捗を定期的を確認し、早期の回答を促す。 ・フィリピン側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。 						0.01億円	農林水産大臣
37	フィリピン	かんしょの輸出解禁	日本側で解禁協議に向けて病害虫リスク評価に必要な情報を準備中。 (茨城県が協議を要望)	<p>農水省は、病害虫リスク評価に必要な情報の準備が整い次第、フィリピンに対して速やかに輸出解禁を要請。</p>						0.18億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降			
38	ブルネイ	牛肉の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> ・解禁には、国及び畜施設による質問票への回答提出後、机上審査及び実地検査を受け、ブルネイ側と輸入条件に合意する必要。 ・2024年10月、質問票に対する回答をブルネイ側に提出。 ・2025年5月、ブルネイ側から質問が接到。 	【対応方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・農水省及び厚労省は、追加の質問について早期に対応。 ・ブルネイによる机上審査後、実地検査に向けて日程等を調整する。 							0.45億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
39	ベトナム	ぶどうの輸出解禁	日本から提出した情報を基にベトナム側で病害虫リスク評価等を実施中。 (山梨県及び岡山県が協議を要望)	農水省は、ベトナム側からの追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.2億円	農林水産大臣	
40	ベトナム	ももの輸出解禁	日本から提出した情報を基にベトナム側で病害虫リスク評価を実施中。 (山形県、福島県、山梨県、和歌山県及び岡山県が協議を要望)	農水省は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ベトナムに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・ベトナム側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。 						0.05億円	農林水産大臣	
41	ベトナム	かきの輸出解禁	日本から提出した情報を基にベトナム側で病害虫リスク評価を実施中。 (山形県及び和歌山県が協議を要望)	農水省は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ベトナムに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・ベトナム側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。 						0.02億円	農林水産大臣	
42	香港	原発事故に伴い、 ・福島県産野菜・果物等の輸入停止 ・4県産野菜・果実等に放射性物質検査証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し香港にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを実施。 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・復興庁は、原発事故からの復興状況の発信を引き続き行いつつ、機会を捉えて働きかけを実施。 ・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらゆる機会において、働きかけを行うとともに、国際会議等において、丁寧な情報発信を実施。 							486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
43	香港	ALPS処理水放出に伴う10都県産水産物等の輸入停止	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省を中心に、ALPS処理水の海洋放出について改めて安全性を説明。 ・外務省、農水省、経産省等の関係省庁が連携し、中国等一部の国・地域による輸入停止措置は科学的根拠に基づかないものであるとして撤廃を働きかけ。 	【対応方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらゆる機会において、働きかけを行うとともに、国際会議等において、丁寧な情報発信を実施。 ・農水省は、外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを実施。 							498億円（※）の内数（※2022年香港向け水産物（食用）輸出額）	外務大臣 経済産業大臣 農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
44	香港	高病原性鳥インフルエンザに関する地域主義の適用単位（都道府県→市町村）の縮小	<ul style="list-style-type: none"> 地域主義の適用単位を縮小するための輸出条件等について協議中。 2025年4月、香港側から証明書様式の最終版の送付依頼。 2025年5月、日本側より証明書様式を送付。 	【対応方針】 農水省は、引き続き輸出条件等に関する協議を行い、協議がまとまり次第、輸出要綱を改正。						15億円	農林水産大臣
45	マカオ	原発事故に伴い、福島県の野菜・果物・乳製品等の輸入停止等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しマカオにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、厚労省、外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを実施。 外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 経産省は、外務省等と連携しつつ、あらゆる機会において、働きかけを行うとともに、国際会議等において、丁寧な情報発信を実施。 						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
46	マカオ	ALPS処理水放出に伴う10都県産の生鮮食品、動物性食品、海塩、海藻の輸入停止	<ul style="list-style-type: none"> 経産省を中心に、ALPS処理水の海洋放出について改めて安全性を説明。 外務省、農水省、経産省等の関係省庁が連携し、中国等一部の国・地域による輸入停止措置は科学的根拠に基づかないものであるとして撤廃を働きかけ。 	【対応方針】 <ul style="list-style-type: none"> 外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 経産省は、外務省等と連携しつつ、あらゆる機会において、働きかけを行うとともに、国際会議等において、丁寧な情報発信を実施。 農水省は、外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを実施。 						61億円（※）の内数（※2022年マカオ向け農林水産物輸出額）	外務大臣 経済産業大臣 農林水産大臣
47	UAE	鶏卵の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> 2023年6月、UAEに対し輸出解禁要請を実施。 2024年6月、質問票を入手 2025年3月、質問票の回答送付 	農水省は、UAE側から追加の質問等あれば速やかに対応。						3億円	農林水産大臣
48	クウェート	牛肉の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> 2024年5月、クウェートに対して輸出解禁要請 2024年10月、証明書様式案を送付 2024年12月、クウェート側より回答 2025年3月～6月 クウェート側と証明書様式に関する調整を実施 	農水省及び厚労省は、2025年6月までに証明書様式の最終案をクウェート側へ送付し、2025年7月までに要綱を作成・公表。						1億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
49	豪州	さけ科魚類の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> 現在、豪州向けさけ科魚類（豪州側の規定によりアユを含む。）は疾病への懸念から一部（加熱済さけ科製品）を除いて輸出できない。 2024年10月に現地査察を実施。 輸出解禁まで、シロサケ及びアユに関する疾病発生状況調査を継続。 	農水省は、シロサケ及びアユに関する疾病発生状況調査を実施。 農水省は、現地査察の結果を踏まえ、豪州側で審査後、追加情報の提出要請等があれば速やかに対応。また、豪州側からの指摘等を踏まえ輸出に向けた体制を検討。						0.6億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
50	豪州	メロンの輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年10月に豪州側で検疫条件案を公表（2か月間のパブリックコメント）。豪州側で検疫条件の最終案を作成中。 ・2026年6月以降に導入予定の食品衛生要件として、ISO22000又は、GFSI承認の認証プログラムの認証取得が要件となることが2024年10月に公表され、輸出要望県に情報共有済み。また、支援としては、認証取得に係る費用への支援の情報共有を行った。 	<p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪州に対して検疫条件の最終案の作成、公表に係る進捗を適宜確認。 ・豪州に対して国内手続きの進捗を確認。 <p>農水省は、食品衛生要件案については、メロン生産者に対し認証取得を検討するよう働きかける。</p>						0.19億円	農林水産大臣
51	豪州	ももの輸出解禁	日本から提出した情報を基に豪州側で病害虫リスク評価を実施中。 (福島県が協議を要望)	<p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪州に対して病害虫リスク評価の検討状況を適宜確認し、早期の回答を促す。 ・豪州側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。 						0.03億円	農林水産大臣
52	豪州	りんごの輸出における検疫条件の緩和 (臭化メチルくん蒸の撤廃)	日本から提出した情報を下に豪州側で病害虫リスク管理措置を検討中。 (岩手県が協議を要望)	<p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪州に対して病害虫リスク管理措置の検討状況を適宜確認し、早期の回答を促す。 ・豪州側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。 						0.03億円	農林水産大臣
53	ニュージーランド	日本産鶏卵製品解禁及び粉卵輸出条件の改定協議	2024年12月頃にNZ側に輸出条件の改定協議の申入れを連絡。(NZ側としては、現行で使用されている粉卵輸出条件を改定する形での対応が良いとのこと)	<p>農水省は、2025年6月までに質問状への回答を作成し、NZに提出。</p> <p>農水省は、NZ側から追加の質問等あれば速やかに対応。</p>						2億円	農林水産大臣
54	米国	ゆず等のかんきつ類の輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側でリスク管理措置を検討中。 (和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県及び鹿児島県が協議を要望)	<p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国に対してリスク管理措置の検討状況を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。 						0.22億円	農林水産大臣
55	米国	だいこんの輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。 (鹿児島県が協議を要望)	<p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。 						0.4億円	農林水産大臣
56	米国	キャベツの輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。 (鹿児島県が協議を要望)	<p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。 						0.5億円	農林水産大臣
57	米国	さくらの切り枝の輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側でリスク管理措置を検討中。 (山形県が協議を要望)	<p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国に対してリスク管理措置の検討状況を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。 						0.12億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
58	米国	かんしょの輸出解禁	日本側から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。 (茨城県、徳島県及び鹿児島県が協議を要望)	農水省は、 ・米国に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						17.2億円	農林水産大臣
59	米国	クロマツ盆栽の輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。 (香川県が協議を要望)	農水省は、 ・米国に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.7億円	農林水産大臣
60	米国	りんごの輸出における検疫条件の緩和 (臭化メチルくん蒸の撤廃)	日本側でリスク管理措置の検討に必要な情報を準備中。 (岩手県が協議を要望)	農水省は、リスク管理措置の検討に必要な情報の準備が整い次第、米国に対して速やかに提出。						0.03億円	農林水産大臣
61	米国	牛肉の低関税枠の利用	・2025年1月17日、米国の牛肉低関税輸入枠(4.4セント/kg、65,005トン)が100%消化となり、適用税率が従価税26.4%に移行。 ・農水省は、関連情報を収集するとともに、米国側への働きかけを実施。	農水省は、日本産牛肉の低関税での輸出について、米国側へ働きかけ。						2025年：185億円 牛肉の米国向け輸出実績： 2023年：93億円 2022年：91億円 2021年：103億円 2020年：42億円	農林水産大臣
62	米国	国内で普及している添加物(クチナシ青)の使用に安全性の認可が必要	・認可申請者(事業者)だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。 ・認可申請者、厚労省(当時、現消費者庁)、農水省で3者協議を開催。効率的な事業遂行について協議実施。 ・2021年3月にFDA申請済。FDAからの認可連絡待ち。	・農水省は、定期的に進捗を確認し必要に応じ事業者への支援、技術的指導を実施。 ・事業者は、米国FDAからの認可連絡を待つとともに、必要に応じ、認可に向けた対応を実施。 ・農水省及び事業者は、認可を受けた場合、国内の食品製造者等へ広く周知し、クチナシ青を使用した加工食品の輸出拡大。						208億円 (加工食品メーカーへのヒアリング結果を基に集計) 加工食品の米国向け輸出額： 2020年：524億円 2019年：542億円 2018年：498億円 2017年：457億円	農林水産大臣
63	米国	ぶどうの輸出解禁	日本側で解禁協議に向けて病害虫リスク評価に必要な情報を準備中。 (福岡県が協議を要望)	農水省は、病害虫リスク評価に必要な情報の準備が整い次第、米国に対して速やかに輸出解禁を要請。						0.2億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
64	カナダ	いちごの輸出解禁	カナダ側から提出された情報を基に日本側で病害虫リスク評価を実施中。 (茨城県が協議を要望)	農水省は、カナダ側から提出された情報を基に速やかにリスク評価を行い、カナダ側へ提出。						0.06億円	農林水産大臣
65	メキシコ	ストック種子の輸出解禁	日本から提出した情報を基にメキシコ側で病害虫リスク評価を実施中。 (（一社）日本種苗協会が協議を要望)	農水省は、 ・メキシコに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・メキシコ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.4億円程度	農林水産大臣
66	メキシコ	トルコギキョウ種子の輸出解禁	日本から提出した情報を基にメキシコ側で病害虫リスク評価を実施中。 (（一社）日本種苗協会が協議を要望)	農水省は、 ・メキシコに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・メキシコ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.6億円程度	農林水産大臣
67	メキシコ	キャベツ種子の輸出解禁	日本から提出した情報を基にメキシコ側で病害虫リスク評価を実施中。 (（一社）日本種苗協会が協議を要望)	農水省は、 ・メキシコに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・メキシコ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						4.8億円	農林水産大臣
68	メキシコ	ハクサイ種子の輸出解禁	日本から提出した情報を基にメキシコ側で病害虫リスク評価を実施中。 (（一社）日本種苗協会が協議を要望)	農水省は、 ・メキシコに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・メキシコ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.2億円	農林水産大臣
69	メキシコ	日本産牛肉の施設認定権限の委譲 (2024年3月に新規施設認定については対応済み)	<施設認定権限の移行> ・2022年12月にメキシコ側より施設認定権限の移行に関する質問票を受け。 ・2023年1月にメキシコ側に質問票の回答を送付したところ、同年5月にメキシコ側より追加質問を受け。 ・2023年11月にメキシコ側に追加質問への回答を送付。 ・2024年6月にメキシコ側より追加質問を受け。	厚生省は、2025年8月までに追加質問の回答をメキシコ側に提出。		厚生省は、メキシコ側からの追加情報の提出要請があれば速やかに対応。				—	厚生労働大臣
70	パラグアイ	牛肉の輸出解禁	・2019年5月に質問票を受け、2020年8月に回答。 ・2021年1月に、パラグアイ側よりリスク評価終了について連絡。 ・現在、輸出条件・証明書様式等について協議中。	【対応方針】 ・厚生省及び農水省は、輸出条件の設定、証明書様式に関する協議完了後、輸出要綱を作成・公表。						0.01億円	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
71	ブラジル	精米の輸出における検疫条件の緩和 (リン化アルミニウムくん蒸の撤廃)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本から提出した情報を基にブラジル側で病害虫リスク評価を実施中。 ・(一社)全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会が協議を要望。 ・2025年3月、ルーラ大統領の国賓訪日に際して、両首脳間で合意した「日・ブラジル戦略的グローバル・パートナーシップ・アクション・プラン」で、日本産精米、二枚貝、焼酎などの日本産農産物・食品のブラジル市場への輸出に関する議論を継続することで一致。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラジルに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・ブラジル側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。 </div>						0.05億円	農林水産大臣
72	ブラジル	蒸留酒のメチルアルコール濃度規制への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラジルでは、ブラジル農牧供給省訓令により蒸留酒が満たすべき基準(無水アルコール換算で20mg/100ml未満)を設定している。芋焼酎に含まれるメチルアルコール濃度は同基準値を超過しているため、芋焼酎をブラジルに輸出できない。 ・2019年以降、ブラジル側からの焼酎の製造方法や関係法令等の情報提供依頼に応じたとともに、規制緩和を求めるレターの発出、日伯農業食料官民合同ビジネスミッションや各種面会での規制緩和の要請を行ってきた。 ・また、あわせて、ブラジルにおける焼酎の定義が、日本の定義と異なるため、ブラジルの焼酎の定義の改正を求めた。結果、日本側が求めた定義案が担当省庁にて認められ、現在、大統領府での署名を待っているステータスである。 ・2025年3月、ルーラ大統領の国賓訪日に際して、両首脳間で合意した「日・ブラジル戦略的グローバル・パートナーシップ・アクション・プラン」で、日本産精米、二枚貝、焼酎などの日本産農産物・食品のブラジル市場への輸出に関する議論を継続することで一致。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>財務省等は、迅速な改正がなされるよう、日伯・農業食料対話などを通じてブラジル側に、引き続き働きかけを行っていく。</p> </div>						0.08億円 焼酎のブラジル向け輸金額： 2023年0.06億円 2022年0.03億円	財務大臣
73	ペルー	精米の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> ・ペルー側から要請のあった追加情報について、日本側で必要な情報を準備中。 ・((株)百笑市場が協議を要望。) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農水省は、追加情報の準備が整い次第ペルー側に提出。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペルーに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・ペルー側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。 </div>						0.04億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
74	EU	国内で普及している添加物（クチナシ青）の使用に安全性の認可が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・認可申請者（事業者）だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。 ・認可申請者、厚労省（当時、現消費者庁）、農水省で3者協議を開催。効率的な事業遂行について協議実施。 ・2023年3月に欧州食品安全機関（EFSA）申請済。EFSAからの追加質問に対応中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、必要に応じ事業者への支援、技術的指導を実施。 ・事業者は、EUの審査過程での指摘等に対して、認可に向けた対応を実施。 ・農水省及び事業者は、認可を受けた場合、国内の食品製造者等へ広く周知し、クチナシ青を使用した加工食品の輸出拡大を図る。 						49億円 （加工食品メーカーへのヒアリング結果を基に集計） 加工食品のEU向け輸出額： 2019年：247億円 2018年：222億円 2017年：207億円	農林水産大臣
75	EU	混合食品に使用する米国由来の動物性加工済原料が、EUの認定施設で製造され、衛生要件に適合することを証明する衛生証明書が必要	2024年12月、米国側に衛生証明書の協議を要請。 現在、米国側の回答待ち。	農水省は、EU向け混合食品に使用する動物性加工済原料を輸入する際に、EU向け認定施設由来であること、EUの衛生要件に適合していること等を証明する証明書が発行されるよう、動物性加工済原料のうち、乳製品及び卵製品の主要な輸入先国である米国と協議。						3億円 加工食品のEU向け輸出額： 2023年381億円 2024年424億円	農林水産大臣
76	ウクライナ	牛肉の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年12月、二国間協議開始。その後、ロシアによるウクライナ侵略が開始され、作業を停止。 ・2024年、在ウクライナ大使館や事業者から引き続き輸出希望があることを確認。 ・2025年1月、ウクライナ側より輸出要件に関する口上書を受け。 ・2025年4月、日本から輸出要件に関する質問票を送付。 	【対応方針】 ・農水省及び厚労省は、ウクライナ向けの輸出解禁に向けて協議を実施。						0.3億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
77	ウズベキスタン	キウイフルーツの苗木の輸出解禁	日本側で解禁協議に向けて病害虫リスク評価に必要な情報を準備中。 （福岡県が協議を要望）	農水省は、病害虫リスク評価に必要な情報の準備が整い次第、ウズベキスタンに対して速やかに輸出解禁を要請。						0.01億円	農林水産大臣
78	EU、英国、タイ、ベトナム	輸出先国におけるGI保護制度の状況等を勘案し、戦略的に各国との相互保護の枠組み作り等の交渉を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・EU及び英国とのEPAに基づくGIの追加指定による相互保護の取組を実施。 ・日英・EPAにおいては、2024年12月に2回目の追加指定手続きを完了したところ。EUとの相互保護については、双方で保護対象GIの追加手続きを実施。 ・タイ及びベトナムとのGI申請の試行的事業を実施（日タイ間：日本側6製品／タイ側3製品登録、日ベトナム間：日本側3製品／ベトナム側2製品登録） 	農水省、財務省及び外務省は、EU及び英国とのEPAにおいて、双方が利益を得られる取組となるよう、輸出実績又は輸出意向のあるGI産品を中心に追加指定に向けた協議を実施。EUについては、2025年末に両国が満足できる方法により追加保護を予定。英国については、2025年以降の保護対象GI追加に関する働きかけを行う。 農水省は、タイとの相互保護を見据えて意見交換を継続する。引き続き、タイに申請中の我が国GI産品の登録を働きかけ、我が国GI産品の一層の輸出促進を図る。 農水省は、ベトナムとの相互保護を見据えて担当者間協議を進める。引き続き、ベトナムに申請中の我が国GI産品の登録を働きかけ、我が国GI産品の一層の輸出促進を図る。						—	農林水産大臣 財務大臣 外務大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
79	米国、英国	有機酒類の同等性承認	改正「日本農林規格等に関する法律」（2022年10月施行）に基づき、有機加工食品のJAS規格に有機酒類を追加。 JAS認証を取得していれば、相手国の有機認証を別途取得せずとも有機酒類として輸出が可能となるよう、米国及び英国と有機酒類の同等性の相互承認に向けた協議を実施中。	農水省及び財務省は、米国及び英国との間で、有機酒類の認証制度の同等性を相互に確認するための書類審査を進める。						3.3億円程度 (2022年度実施の事業者アンケート)	農林水産大臣 財務大臣
80	ロシア	原発事故に伴い、一部の都道府県の水産物以外の食品を対象に放射性物質検査証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し、様々な機会を捉え検査証明書添付義務の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・ロシアによるウクライナ侵略を受けて、今後の対応について検討中。						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
81	ロシア	ALPS処理水放出に伴う日本産水産物の輸入停止	・経産省を中心に、ALPS処理水の海洋放出について改めて安全性を説明。 ・外務省、農水省、経産省等の関係省庁が連携し、中国等一部の国・地域による輸入停止措置は科学的根拠に基づかないものであるとして撤廃を働きかけ。 ＜追加的モニタリング＞ ・2024年9月、IAEAとの間で、国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていく観点から、IEAEの枠組みの下での現行のモニタリングが拡充されることで一致。 ・2025年4月15日に、IAEA関係者及びロシアを含む第三国分析機関関係者が来日し、第3回の追加的モニタリングとして、試料の採取等が実施された。	【対応方針】 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらゆる機会において、働きかけを行うとともに、国際会議等において、丁寧な情報発信を実施。 ・農水省は、外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを実施。						2.8億円（※）の内数（※2022年ロシア向け水産物輸出額）	外務大臣 経済産業大臣 農林水産大臣
82	ロシア	家きん肉・卵の輸出解禁	・2017年6月に現地調査を受け入れ、当該調査の最終報告書の提示待ち。 ・2019年5月及び2020年7月、農水省は、日露農業関係次官級対話において、ロシア側に報告書の提出を要請。 ・2019年5月、厚労省及び農水省は、書簡により、ロシア側に報告書を要求。 ・2019年9月以降、追加質問を複数回接受し、これに回答。	【対応方針】 ・ロシアによるウクライナ侵略を受けて、今後の対応について検討中。						(家きん肉) 0.01億円 (鶏卵) 0.02億円	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
83	ロシア	牛肉の輸出施設の追加及び認定権限の委譲 (日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出施設は、日本が個別に査察して認定)	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年2月に輸出解禁(2施設)。 ・2019年2月に輸出認定申請施設のうち、2施設がロシア側に追加認定されたところであり、現在、8施設が認定申請中。 	【対応方針】 ・ロシアによるウクライナ侵略を受けて、今後の対応について検討中。						3億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
84	ロシア	輸出水産食品施設登録の再開及びロシア側施設リストの修正	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシアに水産食品を輸出する場合、輸出国の施設登録が義務付けられている。一方で、ロシア側の規則変更により、現在、既存登録施設からの輸出のみが可能であり、新規の施設登録は止まっているため、新規施設登録の再開に向けた協議が必要。 ・ロシア側から提示された新規登録希望施設に関する質問票は既に回答済。また、ロシア側の施設登録リストについて、ロシア側が追記した品目種別の一部に日本側の実態と異なるものがあり、内容の修正が必要(一部施設は修正済)。 ・2021年4月、現在実施している南米の国の検査終了後、監査を行う用意があるとロシア側から回答あり。 ・2021年12月 施設登録リストの修正を依頼。 	【対応方針】 ・ロシアによるウクライナ侵略を受けて、今後の対応について検討中。						5億円 ロシア向け水産物輸出額： 2023年：9億円 2022年：2.8億円 2021年：3.2億円	農林水産大臣 厚生労働大臣

II 輸出を円滑化するための対応

II 輸出を円滑化するための対応

1 施設認定

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
85	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け準備中】 日本フードパッカー(株)道南工場(北海道) (2024年1月施設整備完了)	【対応方針】 ・厚労省は、シンガポール向けの申請について、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ施設認定。 (参考)事業者の計画：(シンガポール)2025年6月申請、2025年10月認定取得希望						0.2億円 (各国向け輸出予定額の合計)	厚生労働大臣
86	シンガポール、台湾、EU	食肉製品製造施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (株)H・I(福岡県) (2024年11月施設整備完了)	・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画：2025年8月申請予定、2025年9月認定取得希望						2030年6月期:0.4億円	厚生労働大臣 農林水産大臣
87	シンガポール 台湾 香港 米国等	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 大阪市中央卸売市場南港市場(大阪府) ・2023年3月、2024年11月に5者協議を実施。 ・2023年12月 部分肉加工業者を決定。 (2026年度新牛肉処理施設稼働予定) (2027年度施設整備完了予定)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 事業者が2026年度の新牛肉処理施設稼働後、早期に申請できるよう、農水省及び厚労省は、必要に応じ5者協議(※)を実施する等、技術支援を実施。 </div> ※5者協議：輸出施設の整備検討の段階から農水省主催で厚労省(本省、地方局)、都道府県等(本庁、食肉衛生検査所/保健所)、事業者が施設整備、衛生管理、人材育成等について早期の認定取得が可能となるよう協議(以下同じ。)						米国：0.4億円 その他(国・地域)：29.6億円 (事業者からの聞き取り)	厚生労働大臣 農林水産大臣
88	シンガポール 台湾、EU	食肉製品製造施設の認定が必要	【認定申請に向け準備中】 (株)クイックス(福岡県) (2022年3月施設整備完了)	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画：(EU)2025年7月申請予定、2025年8月認定取得希望 (シンガポール)2025年7月申請予定、2025年8月認定取得希望 (台湾)2025年7月申請予定、2025年8月認定取得希望						2027年3月期:1億円	厚生労働大臣 農林水産大臣
89	台湾、シンガポール	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (株)八重山食肉センター(沖縄県) (2025年10月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画：(台湾)2025年11月申請予定、2025年12月認定取得希望 (シンガポール)2026年3月申請予定、2026年7月認定取得希望						2029年3月期:0.3億円	厚生労働大臣 農林水産大臣
90	台湾	豚肉製品製造施設の認定が必要	日本ハム北海道ファクトリー(株)旭川工場(北海道) (シンガポールは、2024年4月認定済み)	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は、台湾による現地査察に対応。台湾が承認した場合は、厚労省は輸出豚肉製品取扱施設として認定。 (参考)事業者の計画：2025年7月認定取得希望。						—	厚生労働大臣 農林水産大臣
91	香港、EU	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け準備中】 佐賀県食肉センター(佐賀県) (2023年3月施設整備完了) (米国は2023年12月、タイは2024年7月、シンガポールは2025年5月、台湾は2025年6月に認定済)	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、書類審査及び現地調査を実施し、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画：(香港)2025年度中 (EU)2026年度中						米国：0.3億円程度 EU：0.06億円程度 (事業者への聞き取り)	厚生労働大臣 農林水産大臣
92	インドネシア、UAE、マレーシア、サウジアラビア、シンガポール、台湾等	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け準備中】 (株)SEミート宮崎(宮崎県) (2024年1月施設整備完了) (インドネシア：2025年2月自治体認定済)	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査等を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画：(マレーシア)2025年7月申請予定 (UAE)2025年8月申請予定						6.45億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
93	米国、EU、香港、台湾等	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 北海道和牛マスター(株)(北海道) (施設整備完了予定：2026年度) ・2023年10月に5者協議を実施	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 厚労省及び農水省は、竣工後早期に申請できるよう、必要に応じ5者協議を実施する等、技術支援を実施。 </div>						38億円(各国向け輸出額の合計)	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
94	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)エマック (千葉県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2026年1月申請予定、2026年3月認定取得希望						2029年12月期：4.2億円	農林水産大臣
95	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)兆星 (千葉県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2026年2月申請予定、2026年3月認定取得希望						2030年4月期：1.1億円	農林水産大臣
96	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)シヨクシン (大阪府)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2025年中に申請予定、2025年中に認定取得希望						2028年3月期：36億円	農林水産大臣
97	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 サンライズファーム (株) (高知県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2025年中に申請予定、2025年中に認定取得希望						2028年3月期：1億円	農林水産大臣
98	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)九州築地 (宮崎県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2025年度中に申請予定、2025年度中に認定取得希望						2026年6月期：0.15億円	農林水産大臣
99	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)海幸 (鹿児島県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2025年中に申請予定、2025年中に認定取得希望						2025年12月期：0.48億円	農林水産大臣
100	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)島水 (鹿児島県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2025年10月申請予定、2025年12月認定取得希望						2027年9月期：12.3億円	農林水産大臣
101	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【認定申請準備中】 (有)やまた水産食品 (鹿児島県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を認定。 (参考) 事業者の計画：2026年申請予定、2027年認定取得希望						2029年3月期：0.14億円	農林水産大臣
102	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 マルスイ小樽マリン (株) (北海道) (2026年3月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2027年1月申請予定、2027年3月認定取得希望						2031年3月期：2.05億円	農林水産大臣
103	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請整備中】 広瀬水産 (株) (北海道)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2025年8月申請予定、2025年9月認定取得希望						2030年2月期：1.5億円	農林水産大臣
104	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (有)横田水産 (北海道) (2026年3月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2026年11月申請予定、2027年5月認定取得希望						2031年2月期：0.75億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
105	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【認定申請に向け施設整備中】 石原水産(株)(静岡県) (2026年2月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2026年2月申請予定、2026年3月認定取得希望						2029年12月期:0.7億円	農林水産大臣
106	米国、EU	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 丸啓鯉節(株)(静岡県) (2026年1月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2026年7月申請予定、2026年8月認定取得希望(米国) 2026年1月申請予定、2026年2月認定取得予定(EU)						2029年10月期:1.14億円	農林水産大臣
107	ブラジル	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請中】 3施設が申請中。①飛騨食肉センター及び飛騨ミート農業協同組合連合会 ②和牛マスター食肉センター ③(株)阿久根食肉流通センター及びスターゼンミートプロセッサー(株)阿久根工場 ・ブラジル側による施設の現地調査(2023年9月)を実施。 ・ブラジル側から現地調査に係る報告書案が送付(2024年6月)。 ・同報告書案に係る日本側コメント及び施設の改善措置をブラジル当局へ回答(2024年7月)、審査の終了待ち。	【対応方針】 厚労省は、ブラジル側の審査が終了し、承認が得られたら、認定の通知。						0.4億円程度	厚生労働大臣
108	EU	牛乳乳製品の施設の認定が必要	【申請準備中】 ・EU向け牛乳乳製品の輸出は、EUの求める条件に適合した施設の認定が必要。現在、商業輸出のみならず、EUにて開催されるチーズの国際コンテストへの出品を志向する事業者が存在している。 (EUで行われるチーズの国際コンテストへ出品する際にも施設認定等のEUの求める条件を満たすことが必要。) ・農事組合法人共働学舎新得農場ほか1施設が申請準備中。	農水省及び厚労省は、農水省の支援事業を活用した事業者や輸出を志向する事業者に対し、5者協議の実施等施設認定に向けた取組をフォロー。						0.1億円程度	厚生労働大臣 農林水産大臣
109	EU	水産食品加工施設の認定及び認定品目の追加が必要	【認定申請準備中】 松岡水産(株)(千葉県)	【対応方針】 ・登録認定機関及び農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2025年3月に申請、2025年中に認定取得希望						2026年12月期:0.8億円	農林水産大臣
110	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)新海屋(宮崎県)	【対応方針】 ・登録認定機関及び農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2025年中に申請予定、2025年中に認定取得希望						2026年3月:0.14億円(認定取得予定品目)	農林水産大臣
111	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【農水省にて審査中】 (有)丸二永光水産(北海道) ・同社は、2021年2月に申請書を提出し、2022年7月及び2023年6月に2度のスクリーニング機関による現地調査を実施。2023年7月に確認申請書が農水省に提出され、2023年11月及び2024年11月に農水省による現地調査を行い、現在、指摘に対する改善報告を待っている状況。	【対応方針】 ・農水省は、事業者から提出された申請書の審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2024年度中に認定取得希望						—	農林水産大臣
112	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)マリノス(千葉県)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2027年中に申請予定、2027年中に認定取得希望						2025年12月期:1億円(EU向け全輸出品目の予定額)	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
113	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株) オリエンタルフーズ (静岡県)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2025年3月申請、2025年中認定取得希望						2026年3月：0.03億円 (認定取得予定品目分)	農林水産大臣
114	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株) カン喜 (山口県)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2026年9月申請予定、2027年9月認定取得予定						2028年3月期：1.8億円	農林水産大臣
115	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【農水省にて審査中】 熊本県海水養殖漁業協同組合 (熊本県) ・同組合は、2019年12月に申請書を提出し、2020年1月及び2021年9月に2度のスクリーニング機関による現地調査を実施。 2021年10月に確認申請書が農水省に提出され、2021年12月及び2023年5月に2度の農水省による現地調査を行い、現在、指摘に対する改善報告を待っている状況。	【対応方針】 ・農水省は、事業者から提出された申請書の審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2024年度中に認定取得希望						2025年1～3月期：1.28億円	農林水産大臣
116	英国	養殖魚用飼料施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株) 波崎ハイミール (茨城県) (2024年3月施設整備完了)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2025年中に申請予定、2025年中に認定取得希望						2027年9月期：3.1億円	農林水産大臣

注：本項目における認定とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条における適合施設の認定をいう。

2. その他

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
117	インドネシア	ハラール認証完全義務化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年10月、インドネシアは、ハラール認証の義務化（原則ハラール又はノンハラール表示をする必要）を目的とするハラール製品保証法（2014年法律第33号）を施行。 ・外国の飲食品等にかかるハラール認証義務について、最大で2026年10月17日まで延期することを決定。 ・2024年10月、JETROジャカルタ主催「インドネシア・ハラール認証制度セミナー」を実施。 	<p>ハラール認証の完全義務化の実施に際して、輸出に支障が生じないよう、農水省は、在外公館、JETRO、ハラール関係団体及び輸出関係者との連携により、ハラール製品保証実施に関する政府規則（2024年政府規則第42号）等にかかる課題等を精査し、インドネシアへの働きかけや輸出関係者等への周知等を実施。</p>						-	農林水産大臣
118	米国	活ガキの輸出には国家員類衛生プログラムの承認が必要であり、水域のモニタリングが必要	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出国は米国と同等の国家員類衛生プログラムを策定し米国側に申請・承認されることが必要。 ・同プログラムが承認されるためには、1米国向け輸出を目指す活ガキが、十分な期間にわたって日本版貝類衛生プログラムに基づき生産された実績があり、2米国FDAのプログラム審査のための現地調査時に、実際の生産が同プログラムに即して行われていることが確認できること等が必要であることが判明。 ・2020年7月、農水省及び厚労省は、プログラム案を米国へ提出するとともに、米国に対して追加的な情報の照会を実施。 ・2021年3～9月、日本版貝類衛生プログラムについて説明及び日米両国の質問事項等に関して議論を実施。 ・2021年12月、米国からの指摘を受け、修正を行った日本版貝類衛生プログラムについて関係都道府県に説明。 ・米国が日本版貝類衛生プログラムを審査しているところ。本プログラムの承認に向けて、米国と協議しており、FDAからの追加質問や資料要求に対応中。 	<p>農水省及び厚労省は、米国側に対し日本の貝類衛生プログラムの概要を説明するとともに、米国からの質問等に対応。</p> <p>農水省及び厚労省は、提出したプログラム案に沿って、日本国内の輸出手続きを定めた要綱を作成。</p> <p>・農水省は、輸出に前向きな事業者のいる都道府県から順次海域指定及びモニタリング等プログラムの実施に向けた支援を開始。</p> <p>・米国側の審査状況を見つつ、プログラムに沿った運用開始を支援。</p> <p>都道府県によるプログラム策定に必要なデータの収集・整理が必要。</p> <p>農水省及び厚労省は、都道府県によるモニタリング実施体制構築を支援。</p> <p>米国による現地調査を含む審査。 都道府県等によるモニタリングの実施が必要。</p>						0.5億円程度（活ガキの輸出実績がある国々への平均的な輸出額と同程度）	農林水産大臣 厚生労働大臣
119	米国	輸出養殖ブリの薬剤残留基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内で養殖ブリに使用されている水産用医薬品（アンピシリン、エリスロマイシン）は、米国では魚類のインポートトランス（輸入製品に関する残留基準値）が設定されておらず、米国向け輸出拡大に支障。 ・農水省は、事業者を支援し、2020年10月にアンピシリンのインポートトランス設定を米国側へ申請済。 ・2022年1月に米国側から追加書類提出の要求があり、対応済。 ・農水省は、エリスロマイシンのインポートトランス申請に必要なデータをとりとめ、申請済。 	<p>・農水省は、アンピシリンのインポートトランス申請について、米国側からの追加書類提出の要求に対応。</p> <p>・米国側による審査。</p> <p>・米国側から指摘があれば対応。</p> <p>・農水省は、エリスロマイシンのインポートトランス申請を米国側に申請中。</p> <p>・米国側から指摘があれば対応。</p>						200億円 ブリの米国向け輸出額： 2023年：243億円 2022年：222億円 2021年：158億円	農林水産大臣
120	米国	水産物の輸出に係る海産ほ乳類保護法（MMPA）への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・2026年1月以降、米国は海産ほ乳類保護法（MMPA）の実施規則に基づき、米国と同等の混獲削減措置を導入していない漁業由来の水産物の輸入を禁止する予定。 ・2021年11月末、農水省は、輸出実績のある又は輸出見込みのある魚種に係る漁業種類について同等性審査を申請。 ・米国は、各国から提出されたデータを基に同等性について審査中。 ・審査結果によっては、米国と同等の混獲削減措置を導入していない漁業由来の水産物の輸入が禁止されるとともに、一部の水産物について、輸出時に証明書を求められる可能性。 	<p>米国による申請審査。</p> <p>農水省は、米国に対し日本の漁業管理について説明するとともに、米国側からの質問等に対応。</p> <p>農水省は、米国側の審査状況を踏まえ、証明書発行体制を検討。</p> <p>米国による輸入規制措置の開始。 (2026年1月1日～)</p>						500億円程度 水産物の米国向け輸出額： 2023年613億円 2022年539億円 2021年423億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
121	EU	輸出向け原料に使用する生乳生産農場はブルセラ症・牛結核の検査が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・農場におけるブルセラ症、牛結核の検査について、農水省が対EU輸出のための検査プログラムを作成済。 ・農水省は、検査費用を補助する補助事業の公募を実施。 ・2022年8月、WOAHコードに基づく結核及びブルセラ症の清浄化を達成したことから、EUに通知し、牛由来乳製品について、本病に対する全頭検査が不要となるよう協議中。 ・2024年5月、書簡によりEU側に日本の本病清浄性を認め全頭検査を不要とするよう改めて要請。定期協議等の様々な機会を通じ早期の回答を働きかけていく。 	<p>農水省は、国内のチーズ工房等を対象に原料乳を製造する農場において、施設認定のスケジュールとの整合を図りつつ、農場登録に向けたフォロー及びEUとの協議を見据えつつ、ブルセラ症・牛結核の検査に向けた調整を実施。</p>						0.1億円 (輸出の前提となる衛生条件)	農林水産大臣
122	EU	容器包装及び包装廃棄物に係る規則への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装のリサイクルやリユースの促進や包装廃棄物を減少させることを目的とした容器包装及び包装廃棄物に係るEU規則が2025年2月11日に発効。 ・今後策定される下位規則において、リサイクル可能性の評価方法やリサイクル材含有率の計算方法等の詳細が規定され、主な要件は2030年から適用される見込み。 ・農水省はEU規則に関する情報収集及び国内関係事業者への情報提供を行うとともに、関係省庁と連携しながら、措置の透明性の向上及び十分な移行期間の確保につきEU関係当局に働きかけを実施。 	<p>農水省は、EU加盟国で今後採択予定の下位規則の検討状況等を情報収集し、国内関係事業者に向けHP等を通じて情報提供。また、リサイクル可能性評価、リサイクル材含有率の計算方法等に係る下位規則について、関係省庁と連携しながら、措置の透明性の向上及び十分な移行期間の確保につきEU関係当局に働きかけを実施。</p>						-	農林水産大臣
123	台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、ベトナム、インド、メキシコ、ニュージーランド、EU等	一元的な輸出に関する証明書発給システムの再構築	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、関係省庁（財務省及び厚労省）とともに、輸出促進法に基づく輸出証明書の一元的な発給システムを構築し、2022年4月から、全ての種類の証明書を対象として、本格運用を開始。 	<p>農水省は、輸出証明書発給の更なる利便性向上を図るため、関係省庁（財務省及び厚労省）とともに、システム再構築に係る開発を推進。受け入れ可能な輸出先国・地域への電子データによる輸出証明書提出を含め、2027年2月の稼働開始を予定。</p>						-	農林水産大臣
124	台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、ベトナム、インド、メキシコ、ニュージーランド、EU等	電子媒体による輸出証明書の発行が可能となるよう国・地域へ働きかけが必要	我が国のほとんどの輸出証明書は、発行機関の印章が押印又は印刷され、直筆署名が行われた紙媒体により発行されている。これまで、台湾向け貝類、インドネシア、ベトナム及びメキシコ向け水産食品の衛生証明書、香港向け放射性物質検査証明書等、豪州向けかきの原産地証明書については、電子媒体により発行されている。	<p>農水省は、電子媒体で輸出証明書の発行が可能となるように、即日発行が必要な証明書から優先的に、輸出先国、地域へ働きかけ。</p>						-	農林水産大臣
125	北米、EU、オセアニア、アジア	輸出向け青果物及び茶に係る残留農薬基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が輸出先国等と交渉を行っているが、日本で一般的に使用されている農薬について、 1. 輸出先国等において、残留農薬基準が設定されておらず、日本産青果物及び茶の輸出に支障。（当該農薬について、Codex基準もない場合には、日本より著しく厳しい基準値が設定され、輸出に支障が生ずる場合がある。） 2. 輸出先国等において、日本より著しく厳しい基準値が設定され、日本産青果物及び茶の輸出に支障。 ・青果物は、2024年度末までに支援対象とした101件のうち、台湾、米国、カナダに対し84件のインポートトレランス（以下、IT。）申請を実施し、台湾で47件、米国で4件、カナダで1件、計52件の基準値が設定されている。 ・茶は、2024年度末までに支援対象とした29件のうち、米国、EU・Codexに対し22件のIT申請を実施し、米国で12件、EU・Codexで4件、計16件の基準値が設定・承認されている。 	<p>農水省は、事業者による輸出先国等への基準値設定の申請を実施。また、輸出先国等に対して基準値の早期設定及び著しく厳しい基準値の見直しを働きかけ。</p> <p><青果物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年度選定剤の申請に必要な作物残留試験等を実施。 ・2026年度の申請に向けた要望調査を実施し、申請に取り組む剤及び対象国等の候補を選定。 <p><茶></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年度選定剤の申請に必要な作物残留試験等を実施。 ・2026年度の申請に向けた要望調査を実施し、申請に取り組む剤及び対象国等の候補を選定。 						20.4億円（インポートトレランス申請先への輸出可能性額）	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
126	各国・地域共通	植物検疫協議を実施する対象国・地域、品目の選定	限られた時間や人員などのリソースを最大限に活用して効果的・効率的に協議を進める必要。	<p>農水省は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針に基づき、以下の観点から2026年度に取り組む新規植物検疫協議案件候補を選定する。</p> <p>①我が国における生産量・額が高く輸出の見込みがあること ②輸出国・地域における需要が強く継続的な輸出が見込まれること ③農林水産業者又は食品事業者から強い輸出の意向が示されていること ④輸出国・地域の政府機関等との他の協議事項も鑑み早期に協議が整う可能性が高いこと。</p>			<p>農水省は、2027年度に取り組む新規植物検疫協議案件の選定に向けた準備を行う。</p>			-	農林水産大臣
127	各国・地域共通	食品表示制度の国際基準との整合性の観点も踏まえた見直し	<p>国際的な動向を踏まえた食品表示の見直しを行うため、2023年度に有識者からなる懇談会（食品表示懇談会）を開催し、今後の食品表示が目指していく方向性について取りまとめを実施。この方向性に基づいて、懇談会の下に2つの分科会を設置して2024年より議論を開始。2025年度も引き続き議論を行う。</p> <p>①個別品目ごとの表示ルール見直し分科会を月1回程度順次開催。結論が取りまとまった品目については、食品表示基準を改正した。2025年度中に全品目の検討を終えるべく、議論を進めている。</p> <p>②デジタルツール活用の検討分科会を2ヶ月に1回程度開催し、技術的な課題について、前年度整理した内容に沿って議論を進めている。</p>	<p>消費者庁は、食品表示懇談会及びその下に設置する分科会において議論を行う。</p> <p>①個別品目ごとの表示ルール見直し分科会を、2025年度も月1回程度開催予定。 ②デジタルツール活用の検討会を、2025年度は4回程度開催予定。（2026年度も継続して開催。） ③①及び②の議論の進捗を踏まえ、2026年以降も、2023年度の食品表示懇談会のとりまとめに沿って検討を進めていく。</p>						-	内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
128	各国・地域共通	輸出拡大に向けた人材育成・確保	<p><育成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育機関と連携し、輸出ビジネスへの参画や輸出スキルの深化を目的としたリスキング講座（基礎・テーマ別）を企画・実施。 <p><確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府プロフェッショナル人材戦略事業と連携し、地方版GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）、地方農政局が連携した輸出事業者の人材確保に向けた体制を整備。 ・「おいしい日本、届け隊」官民共創プロジェクトを通じ、多様な人材・企業の連携を促進するプラットフォームを実証。 	<p><育成></p> <p>各教育機関と調整し、輸出講座（基礎）を実施。</p> <p>各教育機関と連携、輸出講座（テーマ別）を実施。</p> <p>地球の歩き方「おいしい日本の届け方」による輸出の魅力発信、ノウハウ普及</p> <p><確保></p> <p>・45道府県（東京都、新潟県を除く）のプロフェッショナル人材戦略拠点、地方版GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）、地方農政局が連携し、全国の輸出事業者の人材確保を推進。</p> <p>・「おいしい日本、届け隊」官民共創プロジェクトとして、多様な人材・事業者の連携プラットフォームを実証的に実施。</p>						-	農林水産大臣
129	各国・地域共通	認定輸出事業者への輸出目標達成に向けたフォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年度はフォローアップの対象となる認定輸出事業者391者（2024年輸出実績等の把握に係るヒアリング対象者）全員に対し、各農政局等による訪問、オンラインやメール等によるヒアリングを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年の輸出実績等の把握に係るヒアリングを実施。 ・農水省は、認定輸出事業者に対して事業者・産地の輸出目標達成に向け必要に応じて、フォローアップを実施。 						-	農林水産大臣 財務大臣
130	各国・地域共通	大規模輸出産地の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・規制の緩やかな輸出先への依存からの脱却を図るため、地域の関係事業者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図ることが必要。 ・2024年度補正予算及び2025年度当初予算では、48地区を採択。（各々、30地区+18地区） ・海外の規制やニーズに対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出しているなど一定の基準を満たす輸出産地を「フラッグシップ輸出産地」として80産地選定・公表。（第1回：42産地（2024年6月）、第2回：38産地（2024年12月）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・採択地区において、 ①輸出推進体制の整備 ②生産・流通の転換の取組を推進。 ・採択地区において、ヒアリング等を通じた進捗状況の確認を実施 <p>フラッグシップ輸出産地について既認定産地のフォローアップを実施するとともに、更なる輸出産地を拡大するための認定を推進。</p> <p>R7年10月頃、フラッグシップ輸出産地の第3回募集を開始し、12月下旬を目途に認定</p>						-	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
131	シンガポール	輸出先国・地域における支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	<p>2025年度の活動計画に沿って事業実施 <今年度事業> (カントリーレポートの作成、模倣品対策等の全PFが共通して行うもの以外の取組を記載。以下、No. 129~137において同じ。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地多国籍企業の給食サービスにおける日本産食材PRと食文化発信 ・ローカル富裕層を対象とした日本産食材のPR ・ローカルシェフのローカル視点での消費者・シェフ向けセミナー ・オールジャバンプロモーション支援事業 ・日本産ハラル食品の商談会及びハラルニーズ発掘事業 ・富裕層・若年層向け非和食レストラン・バーでの和牛・焼酎PR ・複数自治体と連携した地方産品ライブコマース事業 						-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
PFごとに定めた課題と目標について、関係者に情報共有・進捗状況を点検				・2025年度の活動実績を評価 ・PFごとに定めた課題・目標や活動指標に留意しながら、来年度の活動計画を策定							
132	タイ	輸出先国・地域における支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	<p>2025年度の活動計画に沿って事業実施 <今年度事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制対応等の事務局設置 ・教育機関と連携した日本産食品の公開教育プログラム ・流通事業者と輸入業者等とのマッチングイベント ・ネットワークイベント等と組み合わせた日本産食品PR 						-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
PFごとに定めた課題と目標について、関係者に情報共有・進捗状況を点検				・2025年度の活動実績を評価 ・PFごとに定めた課題・目標や活動指標に留意しながら、来年度の活動計画を策定							
133	中国	輸出先国・地域における支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	<p>2025年度の活動計画に沿って事業実施 <今年度事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地事業者と連携して実施する日本食フェア・イベントの実施（北京） ・唎酒師によるPR手法ピッチコンテスト&販路拡大事業（北京） ・飲食店向け日本食品取扱拡大事業（北京） ・スーパー等チェーン店セントラルキッチン向け実演説明会（北京） ・華北地域における日本食品・飲料の取り扱い実態調査（北京） ・日本の若手醸造家による華北市場向け日本酒PR会（北京） ・日本酒イベントでの日本産食品PR（北京） ・商流拡大有望品目（ベーカリー関係商材・花類・コメ・天ぷら等）に対する重点支援事業（上海） ・有望都市及び日系以外の小売店での新規日本産・日本食品販売支援事業（上海） ・飲食店等における日本産酒類販路拡大事業（上海） ・調味料（水産）プロモーション（コンテスト）及び中華料理長向け関連調味料商談会（広州） ・日本産花卉プロモーション（広州） ・全国展開現地高級小売店でのプロモーション事業及びメンバーズ向け料理教室開催（広州） ・プラットフォーム交流会・協議会（成都） ・ベーカリー向け食材商談会（成都） ・四川料理レストラン向けプロモーション（成都） 						-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
PFごとに定めた課題と目標について、関係者に情報共有・進捗状況を点検				・2025年度の活動実績を評価 ・PFごとに定めた課題・目標や活動指標に留意しながら、来年度の活動計画を策定							

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
134	香港	輸出先国・地域における支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	<p><今年度事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本産商品取扱店等を活用したコメ輸出促進プロジェクト ・品目団体事業と連動し、現地系商流及び都道府県と連携した、日本産青果物贈答需要拡大 ・都道府県との連携による通年での日本産青果物食育事業 ・現地小学校への日本産米（おにぎり等）普及事業 ・食育と学校キヨスク販路開拓への日本産品拡大事業 ・未開拓中華料理店市場への日本食材普及事業 ・協議会等で把握した未開拓ローカル市場の新たなニーズに即応した新規商流の開拓 ・品目団体との連携を強化し、大手現地事業者の日本への派遣及び日本産食品フェアを連動して実施 						-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
PFごとに定めた課題と目標について、関係者に情報共有・進捗状況を点検				・2025年度の活動実績を評価 ・PFごとに定めた課題・目標や活動指標に留意しながら、来年度の活動計画を策定							
135	台湾	輸出先国・地域における政府の支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	<p>2025年度の活動計画に沿って事業実施</p> <p><今年度事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県や品目団体等と連携したオールジャパン商談会 ・外食店等のバイヤーを対象とした日本産食品、日本産酒類の利用促進事業 ・非日系事業者をターゲットとした新規商流拡大事業 ・日本で開催する商談会へのバイヤー派遣事業 ・FOOD TAIPEI等でのオールジャパンPR支援 ・現地事業者とのプラットフォーム意見交換会の実施 						-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
PFごとに定めた課題と目標について、関係者に情報共有・進捗状況を点検				・2025年度の活動実績を評価 ・PFごとに定めた課題・目標や活動指標に留意しながら、来年度の活動計画を策定							
136	ベトナム	輸出先国・地域における支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	<p>2025年度の活動計画に沿って事業実施</p> <p><今年度事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本産農林水産物・食品の集中大商談会（食材の紹介（調理法・食べ方・商品の特性）） ・日本産農林水産物・食品の輸出拡大のための課題検討委員会 ・現地事業者と連携した日本食材の可能性実証プロモーションイベントの実施 ・ビンズン新都市における日本産米の認知度向上イベント（おにぎりワークショップ） ・日系事業者と連携した一般消費者向け日本産加工食品の認知度向上イベント 						-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
PFごとに定めた課題と目標について、関係者に情報共有・進捗状況を点検				・2025年度の活動実績を評価 ・PFごとに定めた課題・目標や活動指標に留意しながら、来年度の活動計画を策定							

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
137	マレーシア	輸出先国・地域における支援の実施	<p>主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。</p>	<p>2025年度の活動計画に沿って事業実施 <今年度事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非日系バイヤー派遣型商談による商流構築事業 ・日本産食品プロモーション事業 ・ハラールの認知度向上と商流構築に係る事業 ・地方都市での商流拡大支援事業 ・非日系外食産業におけるデータ活用による商流拡大支援事業 ・市場調査事業 						-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
PFごとに定めた課題と目標について、関係者に情報共有・進捗状況を点検				<ul style="list-style-type: none"> ・2025年度の活動実績を評価 ・PFごとに定めた課題・目標や活動指標に留意しながら、来年度の活動計画を策定 							
138	UAE	輸出先国・地域における支援の実施	<p>主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。</p>	<p>2025年度の活動計画に沿って事業実施 <今年度事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地事業者（シェフ・インポーター）の発掘 ・シェフ・インポーター日本派遣事業 ・現地事業者と連携した、日本食以外の飲食店におけるジャパンフェアの実施 						-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
PFごとに定めた課題と目標について、関係者に情報共有・進捗状況を点検				<ul style="list-style-type: none"> ・2025年度の活動実績を評価 ・PFごとに定めた課題・目標や活動指標に留意しながら、来年度の活動計画を策定 							
139	米国	輸出先国・地域における支援の実施	<p>・主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。 ・2023年12月、ヒューストンに米国内で3番目となる輸出支援プラットフォームの拠点を設置。</p>	<p>2025年度の活動計画に沿って事業実施 <今年度事業></p> <p>LA</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日系スーパーと連携した都道府県プロモーション側面支援事業 ・日本食文化振興協会と連携した都道府県連携プロモーション ・アニメイベントにおける日本産スイーツ（米菓等を含む）プロモーション ・現地展開企業と連携した現地系スーパーにおける日本産食材のテスト販売 <p>※このほか、カナダ・トロントにおける国内の地方自治体及び日本の食品関係事業者と連携した、試食会・商談会の実施の支援</p> <p>NY</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方都市における米系日本酒関係団体と連携したアルコール類取り扱い業者向けエデュケーション事業 ・教育機関における和牛コース設置 ・有名イベントにおける重点品目の消費拡大 ・中食及び小売における日本産米の売り込み <p>HT</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日系小売店におけるプロモーション事業 ・インフルエンサー日本派遣・プロモーションビデオ制作 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和牛インポーター及び米系ディストリビューターと連携した商売目線でのシェフ等米系事業者向けエデュケーション・商談会事業 						-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
PFごとに定めた課題と目標について、関係者に情報共有・進捗状況を点検				<ul style="list-style-type: none"> ・2025年度の活動実績を評価 ・PFごとに定めた課題・目標や活動指標に留意しながら、来年度の活動計画を策定 							

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
140	EU	輸出先国・地域における支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	<p>2025年度の活動計画に沿って事業実施</p> <p><今年度事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・精肉学校における和牛特別授業 ・品目団体と連携した市場規模に応じた欧州各国における日本式カレー導入促進事業 ・Japanese Tea Selectionにおける日本茶新規品目開拓セミナー ・食×インバウンド連携大規模イベント ・Japan Food Show Berlin ・インバウンド促進との相乗効果を生む日本茶プロモーション（緑茶、カクテル、製菓） ・Sake week Viennaにおける「拡販向け」日本産食品商談ブース設置 ・レストラン事業者向け日本産食材を使用した調理デモ付き商談会 						-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
				PFごとに定めた課題と目標について、関係者に情報共有・進捗状況を点検		・2025年度の活動実績を評価 ・PFごとに定めた課題・目標や活動指標に留意しながら、来年度の活動計画を策定					
141	インドネシア、香港、ホーチミン、ロサンゼルス	輸出先国・地域における支援の実施	・外務省は、2025年度に4公館（在インドネシア大、在香港総、在ホーチミン総、在ロサンゼルス総）に農林水産物・食品輸出アドバイザーを設置。現地法令・輸入規制に関する情報提供、人脈形成支援を受けつつ、更なる輸出拡大につなげていく。	<p>外務省は、4公館（在インドネシア大、在香港総、在ホーチミン総、在ロサンゼルス総）に設置した農林水産物・食品輸出促進アドバイザーを活用し、現地法令・輸入規制に関する情報提供、現地政府への働きかけに関する助言、人脈形成支援を受けつつ、日本産農林水産物・食品の輸出拡大に向けて取り組む。</p>						-	外務大臣 農林水産大臣
142	東南アジア、中東等	ハラール認証に関する情報集約等による利便性の向上	イスラム諸国への輸出に必要なハラール認証は、各国毎に規制が異なり、手続が複雑・不透明であるほか、これらの情報が一元的にわかりやすく集約されておらず、輸出事業者等が当該地域への輸出に取り組みにくくなっていることをふまえ、情報の集約を行い発信すべく、2025年1月、農林水産省内にハラール案件に対応するハラールチームを設置。	<p>【対応方針】</p> <p>農林水産省内に設置したハラール案件に対応するハラールチームを中心に、ジェットロとも連携しつつ、輸出事業者からの情報収集や各ハラール関係団体との意見交換、必要に応じて対象国政府との意見交換等を行う。その上で、農林水産省ウェブサイト等を通じた情報の集約とわかりやすい発信を行うことにより、輸出事業者の利便性を向上させる。</p>						-	農林水産大臣
143	各国・地域共通	海外での物流・商流等の拠点づくりを通じたサプライチェーンの構築に向けた取組	農林水産物・食品の海外での戦略的サプライチェーンの構築を目指す事業者にとって、事業性の判断に必要な投資可能性調査を行うことが必要。	<p>海外での物流・商流等の拠点づくりのための投資案件形成に必要なフィージビリティ・スタディに要する経費を支援する「海外サプライチェーン構築に向けた投資可能性調査緊急支援事業」について、2023年度補正で措置した予算での採択案件のフォローアップを行いつつ、2024年度補正及び2025年当初で措置した予算の公募・採択を実施。</p>						-	農林水産大臣
144	各国・地域共通	効率的な輸出物流の構築及び輸出コストの低減のための取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省及び国交省は、2021年4月に開催された「効率的な輸出物流の構築に関する意見交換会」で整理された7つの「取り組むべき事項」を踏まえ、国内陸上輸送の短縮のための地方港湾・空港の活用、そのために必要な物流拠点の整備・活用などを推進。 ・農水省・国交省は連携して、これまで「産直港湾」に認定した、清水港、堺泉北港、志布志港に続き、令和7年3月には、新たに十勝港を「産直港湾」として認定。 ・農水省では、輸出物流構築に向けたモデル実証を引き続き実施、課題の抽出や取組むべき事項を整理。 	<p>農水省及び国交省は、「特定農林水産物・食品輸出促進港湾形成事業」を活用し、コールドチェーンの確保のために必要な施設等の整備を支援。</p> <p>農林水産省は、「輸出物流構築緊急対策事業」で採択された各地区における進捗を確認するとともに、横展開、他エリアへの波及に繋げるための共有・成果報告の場を設ける。</p>						-	農林水産大臣 国土交通大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣		
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降				
145	各国・地域共通	地域の中小加工食品の事業者の輸出体制の構築	<p>(加工食品クラスター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出プレーヤーの裾野を広げるため、地方農政局と連携し、事業者が地域の実績に応じて輸出に取り組めるよう体制整備を進め、2025年度までに、すべての都道府県において、加工食品クラスターが活動できるよう、更なるクラスター形成を目指す。 ・中小の食品製造事業者等が連携して取り組む海外市場調査、販路開拓、輸出用商品開発等を行う加工食品クラスターの取組支援を推進。現在50以上の加工食品クラスターが形成されており、事業活用等を通じて新たに活動を開始した団体を含めフォローアップ等支援。 ・フォローアップを通じて事例集を更新・作成し、順次、農林水産省HPに掲載することで、横展開を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年度までに把握している約50の加工食品クラスターについて、フォローアップ等活動を支援。 ・2025年度の事業活用を通じて、新たに把握または活動を開始したクラスターについて、活動内容を確認し、新たな加工食品クラスターとして支援 						-	農林水産大臣		
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、輸出に向けた課題の抽出、連携による協調領域・非協調領域（競争領域）を整理し、食品・地域・団体に適した加工食品クラスターを提案。地域商社を核とした取組みなどの新たな加工食品クラスターの形成を促す。 ・あわせて、事業者自らが組成して活動しているクラスターの把握にも努める。 													
<ul style="list-style-type: none"> ・各加工食品クラスターの活動範囲について確認し、全国における活動範囲を整理。 													
146	各国・地域共通	輸出先国の規制に対応する食品添加物への転換支援	<p>(食品添加物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出先国の規制に対応する食品添加物等への転換の支援を検討（加工食品の国際標準化）。GFP加工食品部会の中の食品添加物分科会にて、事業者からの要望の高かった添加物について、順次、早見表を作成して、転換を支援。 ・2022年度の着色料早見表、2023年度の乳化剤、調味料、甘味料早見表の作成・公開に続き、2024年度は、保存料、酸化防止剤、酸味料の早見表を作成。2025年度は、増粘剤類の早見表を作成中。 	<ul style="list-style-type: none"> 増粘剤類について、米国、EU、中国等10の輸出先国・地域の規制情報（使用の可否、用途・使用量等の使用基準、成分規格など）を調査。 						-	農林水産大臣		
<ul style="list-style-type: none"> ・調査データとりまとめ。 ・早見表システムの仕様を検討・構築し、データ投入。 													
<ul style="list-style-type: none"> ・早見表として公表後、研修会開催。 													
147	各国・地域共通	育成者権管理機関の設立	育成者権者に代わって行う海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理機関の取組を推進。	<ul style="list-style-type: none"> 育成者権管理機関の早期法人化に向けて、育成者権管理機関支援事業実施協議会による、専門家の助言を受けて行う海外ライセンス交渉加速化、海外への品種登録や権利侵害対応、苗木の個体管理システムの導入実証や、厳格な苗木管理のためのリース方式の導入に向けた調査等の取組を支援。 						-	農林水産大臣		
148	各国・地域共通	知的財産の海外展開に向けた国内の体制整備	<p>戦略的な海外ライセンスの実効性の確保に向け、オンライン取引の拡大等新たな流出リスクに対応した足下の国内における優良品種の管理の徹底を推進するため、2024年3月より優良品種の保護・活用のあり方等について有識者検討会において議論を重ね、同年6月に提言をとりまとめたところ。継続して開催した検討会において、優良品種の管理のあり方等について検討を深め、優良品種の保護・活用の指針を策定し、オンライン取引の対応等の具体化や制度的枠組みの整備を検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・優良品種の保護・活用の指針に基づく厳格管理のモデル的な取組を推進するとともに、海外でも法的保護を受け得るよう、海外での育成者権と商標の取得を支援。 ・育成者権の存続期間の延長など、品種保護を徹底するとともに、競争力の高い新品種の育成・普及を強化するための法制度を検討。 								-	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
149	各国・地域共通	和牛遺伝資源の知的財産としての価値の保護・適正な流通管理	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査において、家畜改良増殖法の遵守を確認するとともに、和牛精液生産事業者への普及は定着したことから、その下流の譲受けた家畜遺伝資源に係る流通先等との譲渡契約の締結の促進を引き続き継続。 ・上記の取組を着実に実施するため、年間1000件程度の立入検査を継続的に実施。 ・法令遵守に係る研修会の開催についても、継続して開催予定。 ・家畜人工授精所からの報告等の集約等に係る全国システムについては、利用拡大に向け引き続き機能強化を推進。 	<p>農水省は、和牛遺伝資源関連2法に基づき、家畜遺伝資源の知的財産としての価値を保護するとともに、更なる流通管理の適正化を図るため、以下の取組を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正競争防止のため、引き続き、家畜遺伝資源生産事業者が譲渡した先の流通から使用までに係る関係者へ、和牛遺伝資源の譲渡の際に、利用範囲や利用にあたって遵守すべき事項を盛り込んだ契約の締結についての働きかけを行う。 ・家畜人工授精所について、都道府県等関係機関と連携を図りつつ、年間1000件程度を目標に立入検査を継続的に実施。 ・家畜人工授精師等への法令遵守の徹底のための研修会を定期的に開催（2025年度10か所予定）。 ・家畜人工授精所からの報告等に伴う都道府県の事務の軽減、情報集約のための全国システムの運用、機能強化及び利用拡大を図り、電子化を推進。 ・家畜遺伝資源法附則第3条に基づく施行後の検討を行い、今後の必要な対応を整理。 							農林水産大臣
150	各国・地域共通	品目別の輸出拡大に向けた技術的な課題解決への対応	各地方で開催された「地域研究・普及連絡会議」において収集した輸出拡大に向けた技術的課題を踏まえ、2025年5月に課題を更新し、当該課題の解決に資する研究を実施。	<p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出事業者等との意見交換を通じて、技術的な課題の把握を実施。 ・「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、「地域研究・普及連絡会議」等において、輸出拡大に向けた技術的課題の更なる収集を行い、輸出拡大に向けた技術的課題について整理し、2025年5月に公表。 ・把握した輸出拡大に向けた技術的課題については、食料安全保障の確保やみどりの食料システム戦略の実現等に向けた技術的課題も踏まえ、研究課題化の優先順位・実現可能性を検討。（輸出拡大に向けた技術的課題49課題のうち40課題について、課題解決に資する研究を実施） ・研究課題化されたものについては、①各県公設試等へ技術紹介、②品目団体との勉強会、③記者発表や対外的なセミナー、メルマガ等への掲載機会等を活用し、開発成果の普及に取り組む。 <p>・2024年度補正予算「革新的新品種開発加速化緊急対策」において、輸出の促進に資する水稻、蒸留酒原料用大麦、茶、果樹等の高付加価値品種等の開発課題を採択し、引き続き、輸出拡大に向けた技術開発に取り組む。</p>							農林水産大臣
151	各国・地域共通	海外日本食料理人の人材育成	農林水産物・食品の輸出促進を図るため、海外において日本食・食文化及び日本産品の魅力発信の担い手となる外国人日本食料理人を育成する。また、これまで本事業で育成してきた外国人日本食料理人のネットワーク形成を図ることにより、これらの者が日本食や日本産食材について継続的に学び、その魅力を海外の消費者に自発的に伝えることを促す。	<p>【対応方針】 海外において日本食・食文化及び日本産品の魅力発信の担い手となる外国人日本食料理人を育成するために、以下の事業を実施。</p> <p><2025度事業> 以下の補助事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本料理の調理技能認定推進支援 ・日本食・食文化普及・人材育成支援（海外の外国人日本食料理人の招へい） ・日本料理コンテスト等による魅力発信支援 ・海外料理学校等での日本食講座開設・講師派遣 <p>日本料理コンテスト（すし部門） 8月下旬開催</p> <p>日本料理コンテスト（日本料理部門） メキシコ、インド、ポーランドで順次開催</p> <p>日本食講座開設・講師派遣 ・ウズベキスタン（7月～3月）、スペイン（11月）</p> <p>海外の外国人日本食料理人の招へい（7月～2月）</p> <p>調理技能認定制度の講習会・PR ・ポルトガル（7月）、マレーシア（10月）、ハワイ・台湾（12月）、京都（2月）、台湾（3月）</p>							農林水産大臣
152	各国・地域共通	国と都道府県が連携した輸出促進推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年7月、第1回農林水産物・食品の輸出促進連携ネットワーク会合（知事・大臣レベル）を開催し、輸出促進の取組がより高い効果を発揮するために国と都道府県が連携していくことを確認し、国と都道府県が連携して取り組む体制を整備した。 	<p>国と都道府県の連携により効果的に輸出促進できる取組について、取組みを検討する。</p>							農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
153	各国・地域共通	水産物の輸出先転換対策	ALPS処理水の海洋放出以降の、一部の国・地域による輸入規制強化等により影響を受けている水産物の輸出先転換対策を実施。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JETRO、JFOOD0等と連携し、水産物の輸出先の転換・多角化を推進するため、 ①海外見本市や商談会を通じた非日系市場や、新興国、地方都市などへのアプローチおよびマーケット情報の提供 ②輸入事業者のみならず、その先にある卸売業者やシェフなどへの直接・一体的なアプローチ ③専門家による伴走支援及び越境ECを活用した販路拡大・商流構築支援 ④①を加味したプロモーションイベント（BtoCを含む）と商談会の有機的な連動による効果的な成果の創出等に引き続き取り組んでいく。 ・輸出減が顕著な品目（ほたて等）を対象に、漁業者団体等が行う一時買取保管及び海外を含めた新規の販路開拓の取組を支援する。 						-	経済産業大臣 農林水産大臣
154	各国・地域共通	水産物の国内加工体制の強化対策	ALPS処理水の海洋放出以降の、一部の国・地域による輸入規制強化等により影響を受けている水産物の国内加工体制の強化を支援。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産省及び農水省は、水産物の輸出先の転換・多角化に対応するため、輸出先国等が定めるHACCP等の要件に適合する施設や機器の整備や認定手続を支援する。 ・また、影響を受ける水産物の国内加工体制を強化するため、 ①既存の加工場のフル活用に向けた人材活用等 ②国内の加工能力強化に向けた、加工/流通業者が行う機器の導入等を支援する。 						-	経済産業大臣 農林水産大臣
155	各国・地域共通	コンテンツを活用した海外需要創出	食品産業がコンテンツを積極的に活用し、海外需要創出に取り組むことを促進するため、既存の顕彰制度と連携した、日本食・食文化海外普及賞（仮称）の創設と食×コンテンツ事業を企画できる人材の育成セミナー実施を検討。	<p>日本の食とコンテンツの連携を促進するための有識者検討会の立ち上げ</p> <p>有識者検討会での対応方向の検討・とりまとめ</p> <p>令和8年度の賞創設に向けた企画内容の検討等</p> <p>食品関連企業を対象にした研修の企画等</p>						-	農林水産大臣 経済産業大臣
156	各国・地域共通	GIを活用した海外への普及・ブランド化への発展	輸出を志向する多様な製品のGI登録の推進やGIを活用したブランド化の取組推進を実施し、一定の効果을上げていくところ、優良事例の横展開や、海外に向けた取組の推進を検討。	<p>輸出を志向する多様な製品のGI登録を推進 GI登録生産者団体の行うブランド化や販路拡大等の取組を支援</p> <p>GI登録生産者団体における輸出の取組状況調査</p> <p>調査結果に基づく施策の検討・実施</p>						-	農林水産大臣

IV 食品産業の海外展開の推進に関する対応

IV 食品産業の海外展開の推進に関する対応

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
157	米国、EU、シンガポール、タイ、ベトナム、マレーシア、台湾、中国、香港、UAE	輸出支援プラットフォームの役割拡大による現地専門家の配置や日系食品企業のネットワーク化等を推進	・輸出支援プラットフォームの各拠点における現状と課題を把握・精査の上、今後必要な予算を確保しつつ専門家の配置に向けて準備・調整。	<p>輸出支援プラットフォームの各拠点との間で定期的な連絡を行い、下記の取組について進捗を把握。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国の投資・税務処理等への対応を支援するための法務・財務等に通じた現地専門家の配置 ・現地進出企業の横断的な要望を踏まえた相手国・地域の政府への申入れ等を行うための日系食品企業のネットワーク化 ・相手国・地域の投資誘致に係る公的機関との仲介 						-	農林水産大臣
158	各国・地域共通	グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会を通じた食品関連事業者の海外ビジネス展開の促進	・GFVC推進官民協議会（民間企業約800社が会員）において、セミナーの開催等を通じた各種情報の提供・発信を行うとともに、海外現地へのビジネスミッションの派遣を実施。 ・これらの活動に会員企業のニーズをよりの確に反映させるための方策について、会員企業代表の参集を得た「アドホック・アドバイザーボード」で議論中。	<p>GFVC推進官民協議会セミナー（中央に加え地方レベルでも開催）における情報提供</p> <p>海外市場へのビジネスミッション派遣（ジェットロ等とも連携の上実施）</p> <p>会員代表企業からなるアドバイザーボードにおける今後の協議会の活動・運営の充実に向けた議論（令和7年度上半期を目途にとりまとめ）</p>						-	農林水産大臣
159	各国・地域共通	海外におけるコールドチェーンの確保に向けた取組	海外でのコールドチェーンを確保するため、日本式コールドチェーン物流サービスの標準化を推進。 ・2025年6月にカンボジアと物流政策対話（課長級）を実施。	<p>国交省は、海外におけるコールドチェーンの確保の観点から、国際標準化された日本式コールドチェーン物流サービス規格の普及促進を図る。2025年中にタイでASEAN各国の物流担当官を集めた専門家会合とワークショップを開催予定。</p>						-	国土交通大臣
160	英国	・食品衛生規則に即した常温保存期間の延長に向けた取組	・ロンドンでは、食品衛生規則により、常温保存できない食品は、8℃以上を逸脱してから4時間以内、63℃以上を逸脱してから2時間以内の販売が義務付けられている。 ・現地のおにぎり事業者から常温保存期間（販売期間）の延長につき、要望があった。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生規則の調査 ・衛生当局との相談等を通じて延長の可能性や手法につき検討 						-	農林水産大臣

V インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応

V インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
161	各国・地域共通	農林水産省、観光庁、国税庁、内閣官房（地方創生）等の相互連携の下で訪日外国人の旅マエ、旅ナカ、旅アトに効果的にアプローチすることによる輸出拡大とインバウンド消費の好循環の形成	・2025年5月の輸出関係閣僚会議の官房長官からの指示を踏まえ、地域の魅力ある食材や歴史・文化をひとつのストーリーにして、旅マエ、旅ナカ、旅アトの各段階で、訪日外国人に効果的にアプローチすることで、輸出拡大とインバウンド消費の好循環を形成するとの方向性が示された。農林水産大臣においては、関係閣僚と連携し、施策をパッケージとして具体化することを検討。	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 関係省庁による連絡会議を開催し、各省庁が担う取組を連動させた効果的な取組の具体的な案件を形成 （関連施策ハンドブックの作成・公表、取組の広域化、高付加価値化等に資するモデルプロジェクトの組成等） </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 30%;">6月9日に立ち上げた有識者検討会における議論・検討</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 15%; text-align: center;">対応方向 とりまとめ</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;">対応方向に基づく施策の検討・実施</div> </div>						-	農林水産大臣 国土交通大臣 財務大臣 内閣府特命担当大臣（地方創生担当）
162	各国・地域共通	国際空港を活用した日本産食品の旅ナカ、旅アト消費拡大、食を通じた地方誘客のための旅マエ情報発信	日本の玄関口である空港を活用し、日本産食品の試食・即売（旅ナカ）、これらの食品の帰国後の販路紹介（旅アト）、次回訪日時に地方へ訪問してもらえるよう食品工場見学（旅マエ）等に関する情報発信を今年度中に行えるよう、関係機関と検討・調整中。	日本の玄関口である空港を活用し、日本産食品の試食・即売（旅ナカ）、これらの食品の帰国後の販路紹介（旅アト）、次回訪日時に地方へ訪問してもらえるよう食品工場見学（旅マエ）等に関する情報発信を今年度中実施を目指して、関係機関と検討・調整。						-	農林水産大臣
163	各国・地域共通	GIを活用した海外への普及・ブランド化への発展	地理的表示（GI）産品は、地域ならではの産品としてツーリズムとの親和性が高く、産地のインバウンドへの関心も高まりつつあるところ、輸出拡大とインバウンド消費の好循環形成に向けた取組の方策を検討。	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">GI登録生産者団体の行うインバウンド活用の取組を支援</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 30%;">GI産品のインバウンド活用の取組状況調査</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;">調査結果に基づく施策の検討・実施</div> </div>						-	農林水産大臣 国土交通大臣
164	各国・地域共通	インバウンドによる食関連消費の拡大	SAVOR JAPAN認定地域、農泊地域でのインバウンド向け食関連消費の拡大を図り、輸出拡大との好循環を形成する方策を検討。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ・SAVOR JAPAN認定地域でのファムトリップ招聘者等へのツアー造成に向けたプロモーション（6～10月） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> ・訪日外国人に向けたSNS等でのSAVOR JAPAN認定地域における地域の魅力等の情報発信の実施 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> ・SAVOR JAPANに加え、農泊、海業などに取り組む地域をつなぐ広域連携により、地域の魅力ある食材や歴史・文化を一つのストーリーとして提供する枠組みを関係省庁と連携して検討 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">SAVOR JAPAN認定地域の拡大 ・新規募集実施（7月末まで）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">SAVOR JAPAN認定地域の拡大 ・新規認定申請地域の審査（～11月）、認定（12月）</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> 農泊地域向けオンラインセミナーの開催（テーマ：食の高付加価値化、地域産品の販売など） </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">農泊地域の滞在プランコンテストの実施 ・食関連消費拡大につながる優秀プランを選定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%; text-align: center;">コンテスト優秀地域への支援 ・商品化に向けた伴走支援、プロモーション動画制作、情報発信</div> </div>						-	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
165	各国・地域共通	訪日外国人を含めた日本産酒類の新たなファン開拓に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年12月に「伝統的醸造」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことも追い風に、日本産酒類について、訪日外国人を含めた新たなファンを開拓するための方策を検討。 ・訪日外国人も多く来場する大阪・関西万博の会場内において、日本産酒類の情報発信を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人を含めた日本産酒類の新たなファンを開拓するための取組（補助金による酒蔵自体の観光化や酒蔵ツーリズムプラン策定の取組支援等） ・2025年大阪・関西万博における日本産酒類の情報発信の取組 						-	財務大臣
166	米国・豪州等	コンテンツを活用した食関連消費拡大	日本食・食文化の魅力を対外的に効果的に伝え、ブランド価値向上につなげるため、海外での食関連コンテンツ（日本食チャンネル）の海外での配信拡大の支援を検討。	日本の食とコンテンツの連携を促進するための有識者検討会の立ち上げ	有識者検討会での対応方向の検討・とりまとめ			広告付き無料ストリーミングTV（FAST）内に開設する日本食チャンネルの普及支援等	-	農林水産大臣	
167	豪州	インバウンド向け日本産食材の魅力発信コンテンツの作成・発信	日本産食品の魅力を広めるためには、観光と合わせて発信することが効果的。豪州からの波及効果創出も目指して、海外現地の消費者ニーズ・トレンドも踏まえた食×観光コンテンツをSNS等で発信するため、観光庁など関係機関と連携して検討中。	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出重点品目、訪日観光客の地方への誘客、海外現地の消費者ニーズ・トレンドなどを踏まえ、観光庁など関係省庁と連携して、インフルエンサー等を活用したコンテンツを作成。 ・選定した品目の魅力が最大限に発信できる時期にコンテンツを作成し、豪州からの波及効果創出も目指して、SNS等で発信。 						-	農林水産大臣

(参考) 今回新たに対応済みとなった項目 (9項目)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	対応済み年月	輸出可能性	担当大臣
1	タイ	食品用プラスチック容器包装の品質及び規格の改正	・2022年6月、タイFDAは、食品プラスチック容器包装の品質及び規格を新たに規定した保健省告示第435号を施行。3年間の猶予期間の後、2025年6月18日に完全施行予定。 ・2025年3月、事業者向けウェブ説明会を開催。	2025年3月	農林水産物・食品の輸出実績 (2023年) 511億円	農林水産大臣
2	台湾	牛肉の月齢制限 (30ヶ月齢以上) 撤廃	【対応済み】 2025年5月、台湾が月齢制限撤廃を施行。要綱改正済み。	2025年5月	4億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
3	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【2025年2月対応済み】 (株)永野商店 (山口県) (2025年2月施設整備完了)	2025年2月	2027年7月期:0.5億円	農林水産大臣
4	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【対応済み】2025年3月認定済み。 湧別漁業協同組合 (北海道)	2025年3月	-	厚生労働大臣
5	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【2025年3月対応済み】 (有)丸哲 (宮崎県) (2024年3月施設整備完了)	2025年3月	2029年9月期:2.6億円	農林水産大臣
6	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【対応済み】2025年3月認定済み。 山実水産 (有) (鹿児島県) (2024年3月施設整備完了)	2025年3月	2025年12月期:0.48億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
7	米国、EU、香港	牛肉処理施設の認定が必要	【対応済み】2025年5月認定済み。 IHミートパッカー (株) (青森県)	2025年5月	2億円	厚生労働大臣
8	EU	牛肉処理施設の認定が必要	【対応済み】2025年4月認定済み。 (株)大分県畜産公社 (大分県)	2025年4月	0.1億円	厚生労働大臣
9	EU	混合食品に使用する輸入養蜂製品がEUの認定施設で加工される必要	【2025年2月対応済み】認定希望があった海外産の輸入養蜂製品を取り扱う主要3社4施設を認定済み。	2025年2月	5億円 加工食品のEU向け輸出額: 2023年381億円 2024年424億円	農林水産大臣
10	EU	有機酒類の同等性承認	改正「日本農林規格等に関する法律」(2022年10月施行)に基づき、有機加工食品のJAS規格に有機酒類を追加。JAS認証を取得していれば、相手国の有機認証を別途取得せずとも有機酒類として輸出が可能となるよう、米国及び英国と有機酒類の同等性の相互承認に向けた協議を実施中。	2025年5月	0.1億円程度 (2022年度実施の事業者アンケート)	農林水産大臣 財務大臣

注: 前回 (2025年2月27日) の実行計画変更時までに、対応済みとなった項目 (326項目)